資料6

令和２年度
世田谷区児童相談所運営状況
（事業概要）等報告

令和３年８月

世　田　谷　区

目次

第１　児童相談所の概況 1
１　世田谷区の基本情報（令和３年４月１日現在） 1
２　児童相談所の所在地等 1
３　設置の目的・理念 1
４　児童相談所等の沿革 2
５　児童相談所の組織及び職員 4
（１）組織 4
（２）所内組織 5
（３）所内の職員配置状況（令和３年３月３１日現在） 6
６　児童相談所で取扱う児童相談・援助 7
（１）相談の種類 7
（２）援助の種類 8
（３）その他 9
（４）児童相談の流れ 10
（５）児童虐待に対する児童相談所の対応 10

第２　運営状況のあらまし 11
１　相談の受理状況等 11
（１）相談経路別受理状況 11
（２）相談内容別受理状況 12
（３）男女別受理状況 12
（４）年齢別受理状況 13
２　児童虐待相談の受理状況等 14
（１）経路別受理状況 14
（２）虐待種類別受理状況 15
（３）男女別受理状況 15
（４）年齢別受理状況 15
３　児童虐待相談の対応状況等 16
（１）児童虐待相談の対応状況 16
（２）子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用の実績 17
（３）児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数 19
４　調査・診断・一時保護状況等 20
（１）児童福祉司の活動状況 20
（２）児童心理司の活動状況 21

（３）保健師の活動状況……23
（４）業務委託医師の活動状況……24
（５）弁護士の活動状況……24
（６）区の一時保護の状況……26
（７）一時保護委託の児童数……27
（８）社会的養護のもとで育つ児童数……28
５　里親等の状況……29
（１）里親制度……29
（２）区における里親支援に関する業務（フォスタリング業務）の体制……29
（３）里親支援業務の取組み状況……30
（４）養育家庭の登録数及び委託児童数……32
（５）ファミリーホーム設置数及び委託児童数……33
（６）里親等委託率の現状……34
（７）養子縁組里親の登録と特別養子縁組の現状……35
６　児童養護施設の状況……36
（１）児童養護施設の入所児童数……36
（２）児童養護施設の小規模化の状況……36
（３）個別的ケアが必要な児童の入所状況……36
７　進路状況……37
８　児童養護施設等退所者支援の概要……38
（１）事業概要……38
（２）住宅支援……38
（３）居場所・地域交流支援……38
（４）給付型奨学金事業……38
９　１８歳到達児童への支援状況……40
10　子どもの権利擁護……41
（１）一時保護所内における取組み……41
（２）一時保護所の外部評価の実施……41
（３）措置された子どもにかかる取組み……42
（４）せたホッとを活用した権利擁護……43
11　人材育成……44
（１）人材育成計画……44
（２）研修内容……44
（３）ＯＪＴ研修……44

12　児童相談所と地域の関わり 48
（１）世田谷区要保護児童支援協議会の取組み........................48
（２）各関係機関との連携状況..49

第３　統計資料 51
1　相談の受理状況 51
（１）男女別・経路別受理状況..51
（２）年齢別・相談内容別受理状況 52
（３）相談内容別受理状況 53
2　相談対応状況 54
（１）相談別対応状況..54
（２）虐待相談の相談種別・経路別対応状況 55
（３）虐待相談の相談種別・主な虐待者別対応状況 55
（４）被虐待児童年齢・虐待種類別対応状況 56
3　措置等の状況 57
（１）措置状況（障害児入所施設の契約含む） 57
（２）措置解除..57

第１　児童相談所の概況

１　世田谷区の基本情報（令和３年４月１日現在）

面　　積　５８．０５ｋｍ^2
人　　口　９２０，４７１人
総世帯数　４９１，８７９世帯
児童人口※　１２８，６７２人（男６６，２０２人、女６２，４７０人）
※児童人口とは、０歳から１８歳未満の人口のことを指す。

２　児童相談所の所在地等

所 在 地　世田谷区松原６丁目４１番７号
管轄区域　世田谷区全域
開設年度　令和２年度
電　　話　０３－６３７９－０６９７
交　　通　小田急線梅ヶ丘駅下車５分
小田急線豪徳寺駅下車５分
東急世田谷線山下駅下車５分
バス「松原（世田谷区）」下車２分（梅ヶ丘駅～千歳船橋駅【梅０１】・梅ヶ丘駅～経堂駅【梅０２】・経堂駅～渋谷駅【渋５４】）

３　設置の目的・理念

平成２８年の児童福祉法の改正では、昭和２２年の制定時以来の理念規定が見直され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られ、それらを保障される権利を有することなどが明確にされた。

区は、改正児童福祉法の理念に則り、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指す。この目標の達成に向けて、児童が独立した権利の主体であることを尊重し、その最善の利益が優先して考慮されることを保障する見地から、同法第１２条第１項及び第５９条の４第１項の規定に基づき、児童相談所を設置するものである。

区の児童相談所の設置は、法の新たな理念の実現に向けた、戦後から続く児童福祉のあり方を大きく前進させる大きな挑戦である。この認識の下、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図る。

４　児童相談所等の沿革

日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
平成２０年６月	平成１８年（２００６年）の都区合意事項からはじまった「都区のあり方検討委員会」において、児童相談所は、区に移管する方向で検討する事務として整理	
平成２１年４月１日		【改正児童福祉法施行】 ・被措置児童等の虐待相談窓口を設置 ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設 ・里親制度の見直し ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
平成２４年４月１日		【民法等の一部を改正する法律施行】 ・親権停止制度の創設 ・児童相談所長・施設長による監護措置と親権代行について ・未成年後見制度の見直し ・一時保護の見直し
平成２５年１１月	特別区児童相談所移管モデルの作成	
平成２７年３月	世田谷区子ども計画（第２期）策定	
平成２８年４月２５日		児童相談所強化プラン（厚生労働省児童虐待防止対策推進本部）
平成２８年６月３日		【改正児童福祉法施行】 ・児童福祉の原理の明確化 ・家庭養育の推進 ・国や地方公共団体の責任の明確化　等 【改正児童虐待防止法施行】 ・しつけを目的とした児童虐待の防止 【改正母子保健法施行】 ・母子保健施策を通じた虐待予防　等
平成２８年１０月１日		【改正児童福祉法施行】 ・弁護士の配置 ・児童心理司等、主任児童福祉司の配置 ・施設長等による親子再統合のための支援 【改正児童虐待防止法施行】 ・臨検・捜索手続きの簡素化 ・児童虐待に係る資料等の提供主体の拡大 ・施設入所等措置解除時の助言実施・安全確認等
平成２９年３月	世田谷区児童相談所設置計画の策定	
平成２９年４月１日		【改正児童福祉法施行】 （※は改正児童虐待防止法にも規定あり） ・市町村における支援拠点整備 ・児童福祉司等の研修義務化 **・児童相談所設置自治体の拡大（特別区も政令の指定を受けて児童相談所を設置できることについて明記）** ・児童相談所における里親支援の追加等里親委託の推進 ・１８歳以上の者に対する支援継続（※） ・児童相談所から市町村への事案送致（※）等 【改正母子保健法】 ・子育て世代包括支援センターの法定化

日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
平成３０年４月１日		【改正児童福祉法施行】 ・親権者等の意に反する一時保護が２か月超えるごとの家庭裁判所承認 ・２８条審判確定前の保護者指導勧告 【改正児童虐待防止法施行】 ・接近禁止命令の対象拡大 【民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行】
平成３０年５月	世田谷区児童相談所設置・運営計画（第一次更新計画）策定	
平成３０年７月	世田谷区児童相談所設置・運営計画（第二次更新計画）策定	
平成３０年７月２０日		児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議） ・転居した場合の児童相談所間の情報共有の徹底 ・児童相談所と警察の情報共有の強化　等
平成３０年１２月１８日		児童虐待防止対策体制総合強化プラン（児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議） ・児童相談所の人口当たり配置標準の見直し ・里親養育支援児童福祉司の配置　等
平成３１年２月	世田谷区児童相談所設置・運営計画（第三次更新計画）策定	
平成３１年３月１９日		児童虐待防止対策の抜本的強化について（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議） ・介入的な対応等を的確に行うことができるようにするための体制整備 ・常時弁護士による指導または助言の下で対応するための体制整備 ・医師・保健師の配置の義務化　等
令和元年７月	国が示した新たな児童虐待防止対策等を踏まえた世田谷区児童相談所設置・運営計画（最終更新計画）策定	
令和元年８月２２日	**世田谷区を「児童相談所を設置する市（区）」に指定する政令の閣議決定**	
令和元年１０月１日	**世田谷区児童相談所設置条例制定（令和２年４月１日施行）**	
令和２年３月	世田谷区子ども計画（第２期）後期計画策定	
令和２年４月１日	**特別区初となる世田谷区児童相談所及び一時保護所の開設**	【改正児童福祉法等施行】 ・体罰の禁止 ・児童相談所の体制強化 【民法等改正施行】 ・特別養子縁組の対象年齢の拡大、手続きの見直し
令和２年９月	社会的養育推進計画（素案）策定、パブリックコメントの実施	
令和３年３月	社会的養育推進計画策定	

５　児童相談所の組織及び職員

（１）組織

本庁

- 子ども・若者部
  - 児童相談支援課
    【主な所掌事務】
    ・一時保護及び措置された子どもの権利擁護に関すること。
    ・児童養護施設等への入所の措置及び児童自立生活援助の実施等に係る徴収金の徴収に関すること。
    ・里親制度の普及促進及び里親支援に関すること。
    ・措置費の支弁に関すること。
    ・児童養護施設退所者等奨学基金に関すること。
    ・子ども家庭支援センター事業に係る調整に関すること。
    ・子ども家庭支援センターと児童相談所との連携に関すること。
  - 副参事（子ども家庭専門指導担当）
    ※世田谷総合支所子ども家庭専門指導担当副参事兼務
  - 副参事（児童相談所・子ども家庭支援連携担当）
    ※各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長兼務
  - 児童相談所
    - 副所長
      【主な所掌事務】
      ・児童及びその保護者の相談に関すること。
      ・児童の措置に関すること。
      ・里親に関すること。
      ・児童虐待に関すること。
    - 一時保護課
      【主な所掌事務】
      ・児童の一時保護に関すること。

各総合支所

- 保健福祉センター
  - 子ども家庭支援課
    【主な所掌事務】
    ・子どもとその家庭に係る総合的な相談に関すること。
    ・児童福祉法の規定に基づく実情の把握、情報提供、調査、指導等に関すること。
    ・要保護児童支援地域協議会に関すること。
  - 副参事（子ども家庭専門指導担当）
    ※世田谷総合支所のみ

（２）所内組織

- 児童相談所
  - 副所長
    - 管理係

      【主な所掌事務】

      ・所内の庶務に関すること。

      ・関係機関との連絡調整に関すること。

      ・所の施設の維持管理に関すること。

      ・所内他の担当係長に属しないこと。
    - 統括支援担当

      【主な所掌事務】

      ・児童虐待の通告対応・相談・指導の総括に関すること。

      ・児童の相談ケースの進行管理に関すること。

      ・援助方針会議に関すること。
    - 地域支援担当１

      【主な所掌事務】

      ・児童虐待への対応並びに養育困難・非行に係る相談に関すること。
    - 地域支援担当２

      【主な所掌事務】

      ・児童虐待への対応並びに養育困難・非行に係る相談に関すること。
    - 地域支援担当３

      【主な所掌事務】

      ・児童虐待への対応並びに養育困難・非行に係る相談に関すること。
    - 育成担当

      【主な所掌事務】

      ・障害に係る相談に関すること。

      ・性格行動の問題を有する児童に関すること。
    - 支援調整担当

      【主な所掌事務】

      ・親子支援及び家族の再統合に関すること。

      ・社会的養護（里親支援）に関すること。

      ・調査研究及び研修に関すること。

      ・専門職（弁護士）との連絡調整等に関すること。
    - 児童心理担当

      【主な所掌事務】

      ・児童の心理検査、観察、治療等に関すること。

      ・療育手帳の判定に関すること。
  - 一時保護課
    - 一時保護担当

      【主な所掌事務】

      ・一時保護児の支援に関すること。

      ・一時保護所の運営に関すること。

      ・一時保護に係る関係機関との連絡調整に関すること。

（３）所内の職員配置状況（令和３年３月３１日現在）

児童相談所　正規・非常勤職員		配置数	参考（内訳）		
			常勤	非常勤	委託
所長		1	1	0	0
副所長		1	1	0	0
児童福祉司		36	36	0	0
児童心理司		16	15	1	0
保健師		2	2	0	0
事務		4	4	0	0
非常勤職員	事務	2	0	2	0
	児童福祉司業務補助	2	0	2	0
	通告窓口受付	3	0	3	0
	専門支援員	1	0	1	0
	里親対応専門員	1	0	1	0
その他（業務委託）	警察官 OB	2	0	2	0
	愛の手帳判定医	4	0	3	1
	弁護士	2	0	0	2
	医師	2	0	0	2
合計		79	59	15	5

一時保護所　正規・非常勤職員		配置数	参考（内訳）		
			常勤	非常勤	委託
一時保護課長		1	1	0	0
児童指導員・保育士		31	31	0	0
心理		1	1	0	0
看護師		2	1	1	0
業務調理員		7	3	4	0
非常勤職員	児童指導員、保育士	6	0	6	0
	夜間児童指導員	16	0	16	0
その他	学習指導員	3	0	3	0
	栄養管理嘱託員	1	0	1	0
	専門支援員	1	0	1	0
合計		69	37	32	0

児童相談所・一時保護所	配置数	参考（内訳）		
		常勤	非常勤	委託
合計	148	96	47	5

６　児童相談所で取扱う児童相談・援助

（１）相談の種類

相談種別	具体的内容
養護相談	児童虐待、養育困難に関する相談
非行相談	非行行為、ぐ犯行為、触法行為に関する相談
育成相談	しつけ、子育て、性格行動、家庭内暴力、不登校、ひきこもり、適性相談　など
障害相談	障害児に関する相談、視聴覚障害、知的障害、肢体不自由、重症心身障害、ことばの遅れ、発達障害　など
保健相談	精神保健・精神衛生、思春期、性に関すること、依存等による生活の乱れ　など
その他相談	親子・家族間の関係、自立（自立援助ホームの利用）、その他

（２）援助の種類

<table>
<tr><th colspan="3">援助の内容</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="7">在宅指導等</td><td rowspan="3">措置によらない指導</td><td>助言指導</td><td>１ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導をいう。</td></tr>
<tr><td>継続指導</td><td>複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的ソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。</td></tr>
<tr><td>他機関あっせん</td><td>他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例については、子どもや保護者等の意向を確認のうえ、速やかに当該機関にあっせんする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">措置による指導</td><td>児童福祉司指導</td><td>複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。</td></tr>
<tr><td>児童委員指導</td><td>問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整または経済的援助等により解決すると考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。</td></tr>
<tr><td>知的障害者福祉司指導
社会福祉主事指導</td><td>問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司または社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">訓戒、誓約措置</td><td>子どもまたは保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">児童福祉施設入所措置</td><td>家庭での児童の養育が困難な場合に乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">指定発達支援医療機関委託</td><td>肢体不自由のある児童または重症心身障害児について、指定発達支援医療機関に対し、入院や医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行うことを委託する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">里親委託</td><td>区が登録した里親に養育を委託し、家庭での養育に欠ける子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="3">小規模住居型児童養育事業委託</td><td>家庭における養育環境と同様の養育環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者に養育を委託する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">児童自立生活援助の実施</td><td>義務教育を修了したが、いまだ社会的自立ができていない20歳未満の子ども及び大学等に就学中であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子どもを対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより社会的自立の促進を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="3">福祉事務所送致等</td><td>児童や保護者を知的障害者福祉司、社会福祉主事に指導させる場合、助産施設、母子生活支援施設、保育所等への入所措置が必要な場合、及び15歳以上の児童を知的障害者援護施設等に入所させることが適当な場合に送致、報告、通知を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="3">家庭裁判所送致</td><td>触法少年及びぐ犯少年について、子どもの最善の利益や専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付すことがその子どもの福祉を図るうえで適当であると認められる場合等に行う。</td></tr>
<tr><td colspan="3">家庭裁判所に対する家事審判の申立て</td><td>児童虐待等の場合で、親の同意を得られない場合の施設入所の承認や、親権停止並びに喪失宣言の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。</td></tr>
</table>

（３）その他

立入調査	児童を児童養護施設へ入所させる場合や、里親へ養育委託するにあたって、必要があると認めるときは、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所等に立ち入り、必要な調査または質問をさせることができる。 なお、正当な理由なく立入調査を拒んだ場合、罰金規定がある。
一時保護・一時保護委託	児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、または児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、または適当な者に委託して、一時保護を行わせることができる。
面会・通信の制限	施設等入所中や一時保護中の児童に対し、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、保護者の面会や通信について制限することができる。
接近禁止命令	上記の面会・通信の制限がある場合において、特に必要があると認めるときは、保護者に対し、児童の身辺でのつきまとい、または徘徊してはならないことを命ずることができる。 なお、この規定に違反した場合、罰金規定がある。
同居児童の届け出	四親等内の児童以外の児童を、自己の家庭に一定期間同居させる意思をもって同居させた者等は、その旨区長に届け出なければならない。
所長の親権代行	児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者または未成年後見人のない者に対し、親権を行う者または未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
出頭要求	児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査または質問をさせることができる。
再出頭要求	保護者が上記出頭要求または立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、または忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査または質問をさせることができる。
臨検・捜索	保護者が正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、または忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全確認を行い、またはその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所等を管轄する地方裁判所、家庭裁判所または簡易裁判所の許可状により、児童の住所等に臨検させ、または児童を捜索させることができる。

（４）児童相談の流れ

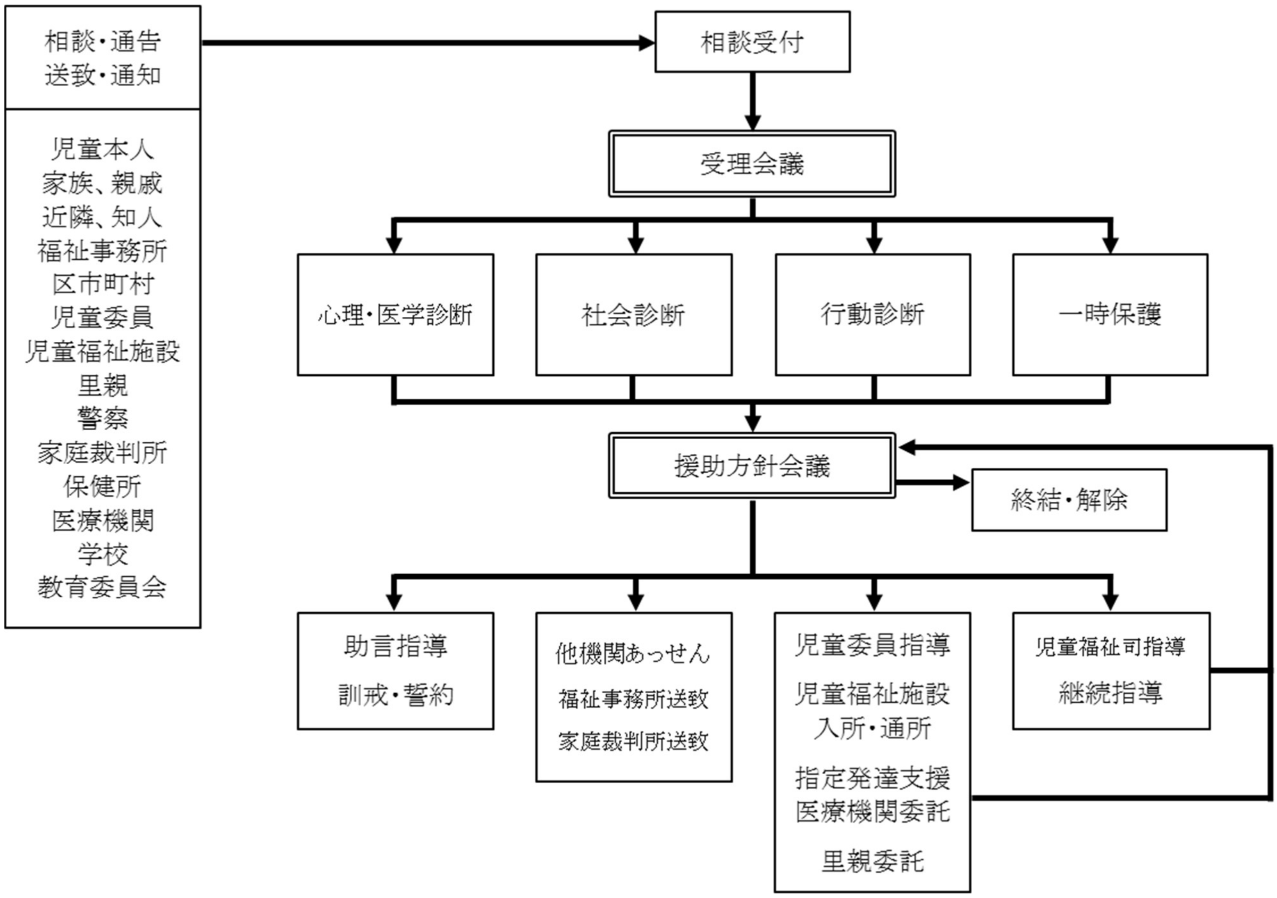

（５）児童虐待に対する児童相談所の対応

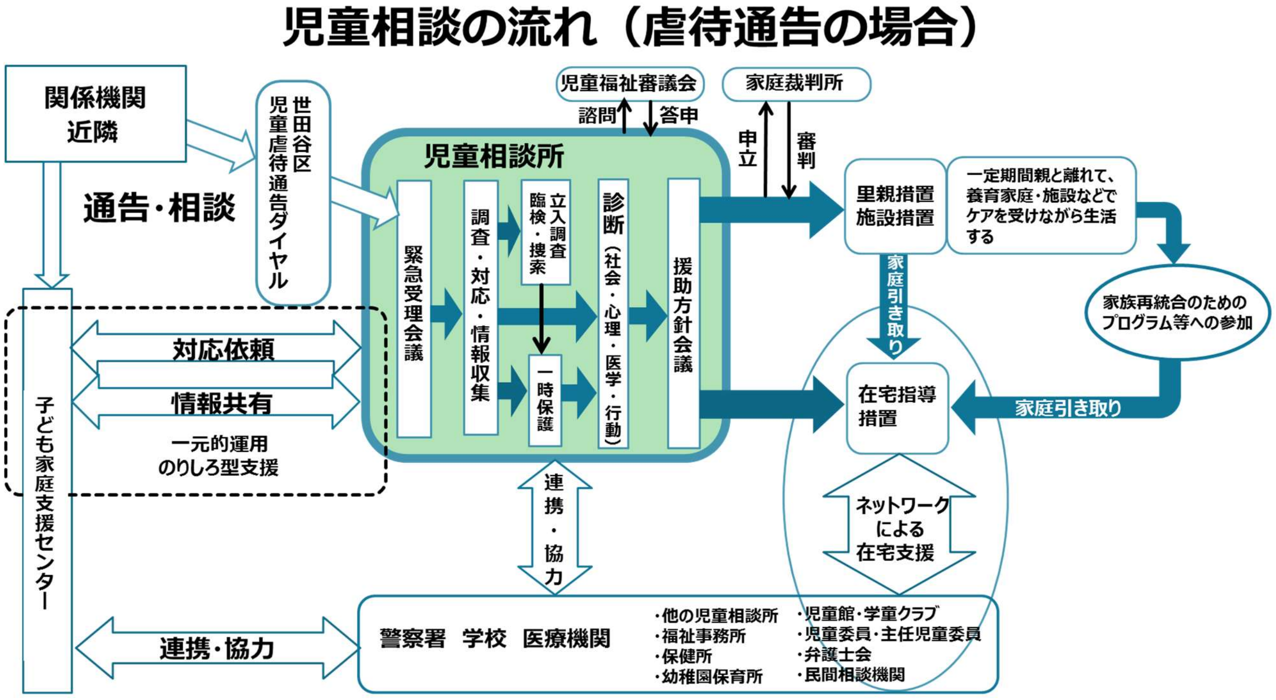

第２　運営状況のあらまし

１　相談の受理状況等

（１）相談経路別受理状況

令和２年度の児童相談所における相談数２，１３２件のうち、警察等からの相談が最も多く（６０３件)、次いで近隣・知人（５４３件)、家族・親戚（４５３件）と続いている。《統計資料５１ページ》

（単位：件)

都道府県・中核市・指定都市	児童相談所	92
	福祉事務所	0
	その他	11
区市町村	福祉事務所	0
	児童委員	0
	保健センター	0
	子ども家庭支援センター	79
	その他	15
児童福祉施設・指定発達支援医療機関	保育所	4
	児童福祉施設	0
	指定発達支援医療機関	0
児童家庭支援センター		0
認定こども園		0
警察等		603
家庭裁判所		12
保健所及び医療機関	保健所	3
	医療機関	27
学校等	幼稚園	1
	学校	87
	教育委員会等	0
里親		0
児童委員（通告仲介）		1
家族・親戚		453
近隣・知人		543
児童本人		27
その他		174
再掲	措置変更	0
	期間延長	0
	巡回相談	0
	電話相談	15
合計		2,132

（２）相談内容別受理状況

令和２年度の児童相談所における相談数２，１３２件のうち、被虐待相談（養護相談）が最も多く（１，６５２件）、次いで障害相談（２３４件）、非行相談（７０件）と続いている。《統計資料５２ページ》

（単位：件）

養護相談	被虐待相談		1,652
	その他の相談		93
保健相談			0
障害相談	肢体不自由相談	入所希望	9
		在宅指導	0
	視聴覚障害相談	視力	0
		聴力	0
	言語発達障害相談		0
	重症心身障害相談	入所希望	3
		在宅指導	0
	知的障害相談	入所希望	8
		在宅指導	214
	発達障害相談		0
非行相談	ぐ犯行為等相談		49
	触法行為等相談		21
育成相談	不登校相談		2
	性格行動相談		64
	育児・しつけ相談		1
	適正相談	計	1
		学業不振	0
		進路	0
		その他	1
ことばの遅れ相談	知的遅れ		0
	養育態度等		0
その他の相談	措置変更期間延長		0
	その他		15
いじめ相談（再掲）			0
児童買春等被害相談（再掲）			0
合計			2,132

（３）男女別受理状況

令和２年度の児童相談所における相談数２，１３２件のうち、男性は１，１７５件（約５５．１％）、女性は９５７件（約４４．９％）となっている。

《統計資料５１ページ》

（４）年齢別受理状況

令和２年度の児童相談所における相談数２，１３２件のうち、０歳から１５歳までの相談数については、大きな差は見られないが、１６歳以上の高年齢の児童に関する相談は他の年齢と比較して少ない。《統計資料５２ページ》

（単位：件）

０歳	104	１０歳	120
１歳	105	１１歳	131
２歳	102	１２歳	136
３歳	132	１３歳	137
４歳	111	１４歳	122
５歳	99	１５歳	105
６歳	127	１６歳	69
７歳	146	１７歳	57
８歳	105	１８歳以上	5
９歳	133	不明	86
		合計	2,132

２　児童虐待相談の受理状況等

（１）経路別受理状況

令和２年度の児童相談所における児童虐待受理件数１，６５２件のうち、近隣・知人からの通告が最も多く（５４２件）、次いで警察等（４９７件）、家族・親戚（１５１件）と続いている。

（単位：件）

都道府県・中核市・指定都市	児童相談所	76
	福祉事務所	0
	その他	10
区市町村	福祉事務所	0
	児童委員	0
	保健センター	0
	子ども家庭支援センター	58
	その他	14
児童福祉施設・指定発達支援医療機関	保育所	4
	児童福祉施設	0
	指定発達支援医療機関	0
児童家庭支援センター		0
認定こども園		0
警察等		497
家庭裁判所		0
保健所及び医療機関	保健所	0
	医療機関	23
学校等	幼稚園	1
	学校	84
	教育委員会等	0
里親		0
児童委員（通告仲介）		1
家族・親戚		151
近隣・知人		542
児童本人		24
その他		167
再掲	措置変更	0
	期間延長	0
	巡回相談	0
	電話相談	15
合計		1,652

（２）虐待種類別受理状況

令和２年度の児童相談所における児童虐待受理件数１，６５２件のうち、虐待種類別では心理的虐待が最も多く（１，１４２件)、次いで身体的虐待（３２５件)、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）（１７５件)、性的虐待（１０件）と続いている。

（単位：件）

受理件数合計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否（ネグレクト）
1,652	325	10	1,142	175

（３）男女別受理状況

令和２年度の児童相談所における児童虐待受理件数１，６５２件のうち、男性は８５２件（約５１．６％)、女性は８００件（約４８．４％）となっている。《統計資料５２ページ》

（４）年齢別受理状況

令和２年度の児童相談所における児童虐待受理件数１，６５２件のうち、０歳から１５歳までの相談数については、大きな差は見られないが、１６歳以上の高年齢の児童に関する相談は他の年齢と比較して少ない。《統計資料５２ページ》

（単位：件）

0歳	84	１０歳	99
1歳	98	１１歳	105
2歳	78	１２歳	98
3歳	99	１３歳	94
4歳	91	１４歳	83
5歳	82	１５歳	64
6歳	97	１６歳	39
7歳	122	１７歳	41
8歳	76	１８歳以上	0
9歳	116	不明	86
		合計	1,652

３　児童虐待相談の対応状況等

（１）児童虐待相談の対応状況

令和２年度の区児童相談所における虐待相談対応件数は、１，５２５件となっている。《統計資料５４ページ》

また、令和２年度の子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数は、１，５２８件となっている。

（単位：件）

時点 相談経路	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
児童相談所	831	1,043	1,439	1,525
子ども家庭支援センター	714	904	1,265	1,528
合計	1,545	1,947	2,704	3,053

※不受理となった通告等は除く。

【参考：子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数の推移】

子ども家庭支援センターの被虐待児童相談対応状況は、令和元年 10 月から新しい「東京ルール」※の運用が開始されたことに伴い、子ども家庭支援センターの新規受理件数が例年より顕著に増加した。

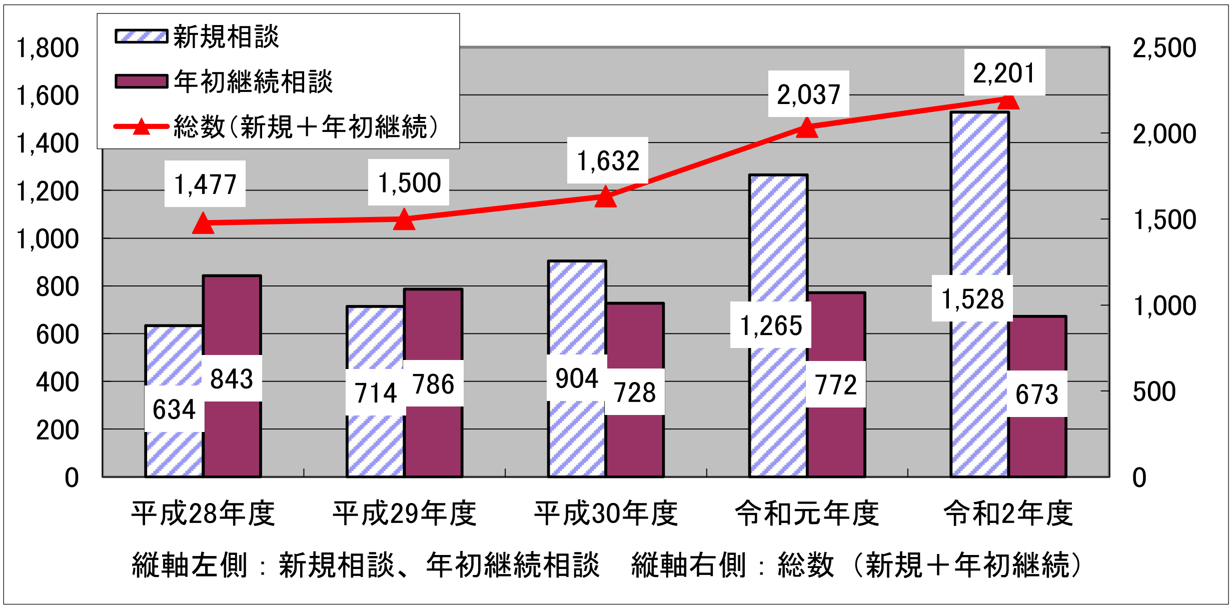

※新しい「東京ルール」…都区間の新たなルールとして、都世田谷児童相談所が受理した警察からの心理的虐待（面前ＤＶ）案件等は、子ども家庭支援センターが対応することとなった。

「世田谷区保健福祉総合事業概要　統計編」等より作成

【参考：区児童相談所における虐待通告件数※の状況】

令和２年度に区児童相談所に寄せられた虐待通告件数は、１，８５６件となっている。

（単位：件）

虐待通告件数	児童相談所 虐待対応ダイヤル 「189」	区児童虐待 通告ダイヤル 「0120-52-8343」	警察署からの 書類通告等	その他
1,856	371	482	497	506

※「通告件数」と「受理件数」、「対応件数」の関係

・「通告件数」は、児童虐待の相談・通告として寄せられた電話等の件数であり、そのうち、児童相談所が虐待案件として調査等が必要であると判断したものを「受理件数」として扱っている。

・「対応件数」は、受理された通告に基づき、相談履歴や家庭状況の調査、児童の心理診断などを行い、その後の援助方針を決定した対応中のケースの件数を指す（国の全国統計等ではこの件数が集約され、比較・検証などに用いられている）。

・通告→通告受理→相談対応という相談援助活動の流れの中で、どの時点のケースを指すかによりそれぞれの件数は異なるため、「通告件数」と「受理件数」、「対応件数」は一致しない。

・なお、都世田谷児童相談所の虐待相談受理件数は、平成 30 年度は 1,097 件、令和元年度は 1,352 件である（児童虐待通告件数の公表はなし）。

（２）子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用の実績

①概要

区が児童相談所を設置したことを契機に、地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限などの高度な専門性を有する児童相談所の「一元的な運用」を実施している。本運用では、両機関の職員がチームとなり、日常から担当区域の情報共有を行い、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援や問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」を着実に推進することで、虐待等の要保護児童等の早期発見・早期対応が徹底され、子どもの安全と生命を確実に守る予防型の児童相談行政の展開に取り組んでいる。

これらを実現するにあたり、基本的な対応に関する運用のしくみを下記のとおり構築し、適切に実施している。

【主な取組み】

ア　チームとして顔の見える職員体制の構築

子ども家庭支援センターと児童相談所の双方が、「住所地域担当制」を実施し、年間を通して同一住所地域を同一の担当者が担当することで、一つのチームとして顔の見える職員体制の構築を図っている。

イ　一貫した初動対応の実施（児童虐待通告窓口の一本化）

世田谷区児童虐待通告ダイヤル（0120-52-8343）、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）を通じての児童虐待相談や、警察からの通告は、区の児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次的方針の判断を行う体制としている。

これにより、児童虐待通告のうち、一時保護の必要が予見され、専門性・法的権限を要することが見込まれるケースについては、児童相談所が児童の安全確認等を行い、その後の調査及び必要な援助等を実施している。一方、いわゆる「泣

き声通告」など、子ども家庭支援センターの支援が望ましいと判断された事案については、子ども家庭支援センターが迅速に児童の安全確認を行っている。

ウ　リスクアセスメントの共有（共通アセスメントシートの作成）

子ども家庭支援センターと児童相談所は、相談ケースのリスク評価を行うにあたり、共通アセスメントシートを用いることで、リスクに対する視点の共有化を図っている。

エ　合同会議、合同研修の実施

世田谷区要保護児童支援地域協議会進行管理部会と同時開催で月１回程度「合同会議」を開催し、子ども家庭支援センターと児童相談所が協働して対応するケースのアセスメントの共有や、援助方針の検討等を行っている。

また、子ども家庭支援センターや児童相談所に配属された職員を対象とし、虐待対応の資質向上に向けた研修体系等を一本化し、理念の共有及び支援の質の底上げを図っている。

②児童相談所と子ども家庭支援センターの区分け件数

令和２年度に児童相談所において受理した児童虐待通告１，６５２件のうち、児童相談所に区分けされたものが９３２件（約５６．４％）、子ども家庭支援センターに区分けされたものが７２０件（約４３．６％）となっている。

（単位：件）

児童虐待受理件数	児童相談所	子ども家庭支援センター
1,652	932	720

③合同会議

【令和２年度開催実績】

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	計
回数	１２回	１２回	１０回	９回	１１回	５４回

④合同研修

【令和２年度実施実績】

区分	実施内容	回数
新任・横転者研修	・児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律の理解 ・児童虐待の基礎的理解、虐待が子どもに及ぼす影響 ・相談援助の基礎 ・ソーシャルワーク演習　等	８回
専門研修	・子どものトラウマ ・特定妊婦への支援 ・死亡事例から学ぶ ・法医学から見た児童虐待	４回
事例検討研修	・個別事例の振返りをとおした研修	６回

（３）児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数

区児童相談所における児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数は、４５．９件※となっている。

※算出方法：(令和２年度虐待相談受理件数（１，６５２件）÷児童福祉司（３６人)）＝一人当たりの相談件数

【参考：都児童相談所における児童福祉司一人当たりの相談件数の推移】

都児童相談所における児童福祉司一人当たりが受理する虐待相談は、年々増加しており、平成３０年度は一人６０件を超える状況となっている。

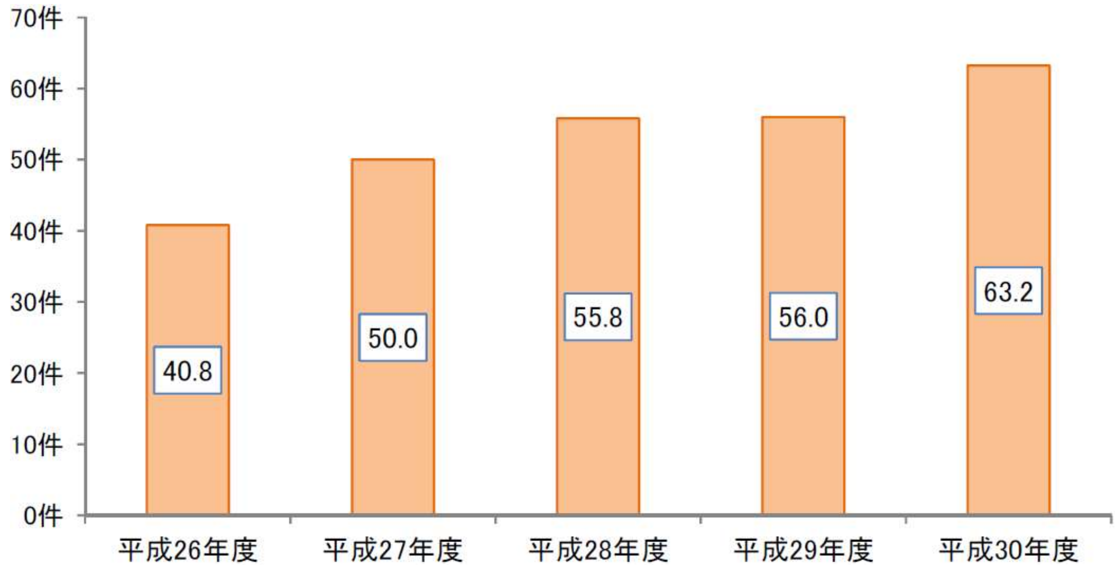

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

４　調査・診断・一時保護状況等

（１）児童福祉司の活動状況

児童福祉司は、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割とし、主に児童虐待や非行など家族の抱える課題の解決に向け、支援が必要な子ども、保護者に対する適切なアセスメントの実施や、保護者との対話を重視したきめ細やかな支援を通して家族再統合を目指し活動している。

【令和２年度実績】

①社会調査指導

（単位：回）

訪問面接	児童	2,623
	保護者	2,482
	その他	3,299
所内面接	児童	1,104
	保護者	1,620
	その他	717
その他	児童	1,274
	保護者	10,560
	その他	23,779
合計		47,458

②継続的指導等※を要する児童等に対する指導及び調査

（単位：回）

訪問面接	児童	2,646
	保護者	1,901
	その他	2,667
所内面接	児童	1,308
	保護者	2,093
	その他	578
その他	児童	1,036
	保護者	9,401
	その他	15,673
合計		37,303

※継続指導や児童福祉司指導、児童福祉施設入所、里親委託等

（２）児童心理司の活動状況

児童心理司は、子どもや保護者等の相談に応じ、面接・心理検査・行動観察等を用いて心理診断を行っている。心理診断で得られた知見は児童相談所としての援助方針を決定する際に用いられる。児童心理司は決定された援助方針に従い、必要に応じて子どもや保護者等に心理ケアや助言等を行っている。また、障害相談のうち愛の手帳発行にかかわる判定業務は大きな割合を占めている。

①心理診断

心理診断は、援助の方針・内容を決めるために子どもとの面接や行動観察、心理検査に加え、保護者との面接等の結果等を総合して行うものである。

【令和２年度児童心理司関与件数】

ア　相談別関与件数

（単位：件）

	心理診断件数	養護相談（被虐待）	保健相談	障害相談	ことばの遅れ	非行	育成	その他
新規児童数	639	329 (283)	0	224	0	53	30	3
延児童数	3,688	2,359 (2,007)	0	485	0	609	188	47
延人員数	7,306	4,741 (4,104)	0	976	0	1,129	357	103

イ　診断指導別回数

（単位：回）

診断 ※1	4,255
指導 ※2	6,406

※１　知能検査、発達検査、問診、観察等
※２　助言、治療指導、愛の手帳判定等

②心理ケア

心理ケアは心理診断に基づいて様々な技法を用いた個別カウンセリングによる継続的支援を行い、子どもの心理的課題や親子関係の改善を図ることである。さらに、効果が期待できると思われるケースには、ＰＣＩＴ（親子相互交流療法）、親子グループ、メンタルフレンドの活用、東京都児童相談センター治療指導事業の活用等の継続的支援を行っている。

ア　ＰＣＩＴ（親子相互交流療法）

虐待によるトラウマや落ち着きのなさ等の行動がある幼児期の子どもと、育児に悩む養育者の両者に対し、親子の相互交流を深め、親子関係改善に向けて働きかけるために行っている。

【令和２年度実績】

４件（在宅指導ケース３件、施設措置ケース１件）

イ　親子グループ

適切な親子関係の構築に向けて、在宅指導ケース・施設措置ケースを対象に養育者には子育てスキルの向上、子どもには感情統制のスキルの獲得を目的に、グループ活動による援助を行っている。

【令和２年度実績】

１クール全４回実施　　利用者：２件

ウ　メンタルフレンドの派遣

不登校や引きこもり等様々な社会的不適応を示し、家に閉じこもりがちな子どもに、お兄さんまたはお姉さんの世代にあたるボランティアをメンタルフレンドとして派遣している。子どもとの話や遊び、お菓子作り、工作等を通して子どもの自主性や社会性を高めるための援助を行っている。

【令和２年度実績】

３件（在宅指導ケース）　延べ４回

③愛の手帳判定に関する業務

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、１８歳未満の子どもに対して愛の手帳の申請受付と判定業務を行っている。なお、愛の手帳についての医学診断は、非常勤医師が行っている。

※交付は東京都が行う。区児童相談所は児童の判定を行い、当該結果について東京都への進達を行っている。

【令和２年度実績】

心理判定数　１８８件
医学診断数　１７４件
手帳交付数　１８３件

④東京都児童相談センター治療指導事業等の活用

区児童相談所は、開設に伴い東京都児童相談センターの持つ事業のうち、東京都全域を対象とする「治療指導事業」及び「家族再統合のための援助事業」について協定書を締結し、援助の一つとして活用している。

「治療指導事業」は、家庭、学校、児童養護施設等において様々な不適応行動を示す子どもについて、子どもの心身の健全な成長発達を援助する事業である。

「家族再統合のための援助事業」は、被虐待を理由に児童養護施設等に入所中または養育家庭に委託中の子ども及びその保護者等に、家族再統合を図ることに加え、子

どもと家族等との関係性の改善、子どもへの虐待の再発防止を目指してグループ心理療法等のプログラムを実施している事業である。

【令和２年度実績】

治療指導事業　５件(在宅指導ケース１件、施設措置ケース４件)

家族再統合のための援助事業　０件

（３）保健師の活動状況

保健師は、保健、医療、育児に関する専門性を活かし、児童の健康及び心身の発育・発達に関するアセスメントや保健相談及び指導の実施、保護者の医療面や児童虐待に関するリスクアセスメントに基づく必要な保健、医療、育児面の相談支援のほか、医療機関、保健機関（地域母子保健、精神保健等）との連絡・調整、子ども虐待防止対策、地域支援体制充実のための地域関係機関との連携業務などを行っている。

【令和２年度個別援助活動状況】

（単位：延人数）

		合計	感染症	精神保健福祉	依存症	児童・思春期	心の健康づくり	一般精神	その他	心身障害	長期療養児	成人疾患	その他の疾患（難病含む）	妊産婦	乳児	幼児	その他（小学生以上）	（再掲）虐待
家庭訪問		480	0	278	22	116	97	43	0	20	1	3	2	8	91	73	4	240
面接相談		135	0	99	17	40	27	15	0	2	0	0	1	2	7	21	3	78
電話相談		25	1	19	1	4	0	14	0	0	0	0	0	0	5	0	0	6
その他文書等の相談		2	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
個別に関わる関係機関連絡及び連携		1,284	45	734	84	372	52	226	0	59	3	5	0	27	236	160	15	792
	保健関係	445	18	175	26	41	31	77	0	15	2	0	0	13	95	119	8	249
	医療関係	504	9	379	53	221	12	93	0	35	0	5	0	10	50	11	5	313
	福祉関係	290	18	155	5	97	9	44	0	4	1	0	0	4	79	29	0	199
	その他	45	0	25	0	13	0	12	0	5	0	0	0	0	12	1	2	31

「令和２年度保健師業務年報（東京都福祉保健局）」より再編

①医療機関との連携

子どもの虐待防止対策、地域支援体制充実のため区内の２次救急医療機関※[1]と、近隣区・市の１６医療機関の巡回を実施した。区児童相談所開設の周知と各医療機関との意見交換を通じ、顔の見える関係の構築、通告や受診、情報のやり取り等連携強化を図っている。うち１医療機関が子ども虐待対応院内組織（CPT※[2]）を立ち上げる方向で準備を進めている。

※１　２次救急医療機関：入院治療及び専門外来医療を提供する医療機関。

※２　CPT：Child Protection Team　(医療機関によってCAPSやSCANなど、様々な呼称がある。)

②子ども家庭支援課兼務保健師との連携

令和元年度より子ども家庭支援センターに健康づくり課との兼務保健師を配置し、母子保健との連携の強化を図っている。令和２年度より児童相談所保健師も５支所兼務保健師連絡会のメンバーとなり、保健師間の情報共有・役割の理解を深めている。

【令和２年度実績】

６回参加

③一時保護所看護師との連携

毎月１回の医療職担当者会において、情報交換や保健・医療面の課題（入所児童の健康診断等）を共有し対応策を検討している。

令和２年度当初は、特に新型コロナウイルス感染症防止対策に関わる体制整備や環境整備を保健所の協力も得ながら、重点的に実施した。

【令和２年度実績】

医療職担当者会　１２回実施

（４）業務委託医師の活動状況

児童相談所の医学診察は業務委託により実施し、一時保護児童の健康診断、子どもや保護者等に対する問診等による医学診断、及び児童相談所職員への医学的助言等を行っている。また、親子関係の評価や精密な精神科学的評価及び心理学的評価等についての必要性が判断された場合は、通院による医学評価業務を行っている。

【令和２年度実績】

医学診断	４５件
通院による医学評価業務	６件

（５）弁護士の活動状況

①弁護士相談の勤務体制

２名の弁護士に業務委託をしており、１名につき、月に４日以上（一日あたり４時間)、児童相談所において相談業務を実施している。また、弁護士が児童相談所に出勤していない日の法的助言・指導を求める場合は、電話を用いている。

②業務内容

・児童相談所業務に関して、法的な専門的見地から、児童相談所職員への助言、指導に関すること及び対外的な対応に関すること。

・措置や一時保護されている子どもへの支援等に関する法的助言。

・児童相談所職員の法的対応力向上のための研修の実施。

③相談の実際

相談内容としては、「戸籍問題」「非親権者への対応」「親権者の同意がない中でのケースワークの進め方」「家庭裁判所への回答」「審査請求への対応」等多岐に渡っ

ている。また、月１回程度、援助方針会議に出席し、主には一時保護児童や保護者の養育状況等を把握したうえで、「児童福祉法第２８条・親権停止の可否」等について助言をしている。

児童相談所職員への助言以外では、保護者面接に同席し、法的見地から保護者に対する説明を行っている。

児童福祉法（以下、「法」という。）第２８条の措置、親権喪失または停止の審判や法第３３条第５項の、引き続いての一時保護の承認の申立てやこれらに関する審問期日及び口頭弁論出廷、審判にかかる抗告等に対する資料作成等に関する業務については、代理人契約とし、委任している。

【令和２年度実績】

弁護士相談	１５３件（所内相談１４３件　電話相談１０件）
法第２８条申立て契約※1	７件（東京都からの引継ぎ２件（更新申立て）、新規申立て３件、新規申立て予定２件）
法第３３条申立て契約※2	５件

※１　児童福祉法第２８条…保護者が児童を虐待するなど児童の福祉を害する場合において、児童を児童福祉施設に入所させるなどの措置をとる際に保護者が同意しない場合、都道府県知事または児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続き。

※２　児童福祉法第３３条第５項…一時保護の期間が２か月を超え、かつ親権者の意思に反して一時保護を継続する場合、都道府県知事または児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続き。

（６）区の一時保護の状況

令和２年度における区の一時保護は、１４５人となっている。

【区の児童の一時保護の件数（人数）】

区分＼時点	令和2年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年1月	2月	3月	計
新規保護児童数	－	9人	6人	18人	11人	13人	15人	11人	14人	17人	14人	4人	13人	145人
保護解除児童数	－	8人	6人	11人	5人	12人	11人	16人	11人	17人	8人	9人	17人	131人
月末時点の保護児童数（前月比増減）	11人	12人 (+1)	12人 (±0)	19人 (+7)	25人 (+6)	26人 (+1)	30人 (+4)	25人 (−5)	28人 (+3)	28人 (±0)	34人 (+6)	29人 (−5)	25人 (−4)	－

【区の児童の一時保護の方法】

区分		児童数
新規保護（令和２年度計）		145人
	うち区の一時保護所での保護	116人
	その他	29人

【区の児童の一時保護の理由】

区分	児童数※
被虐待	92人
養育困難	31人
非行	13人
その他	9人
合計	145人

※令和２年度中に新規保護した区の児童（保護先の変更は含まない）の実人数の内訳を計上している（保護時点における保護の方法・理由について計上している）。

【参考：区の一時保護所の入所状況※】

	区の児童	他自治体の児童	合計
合計	116人	11人	127人
幼児（２歳～５歳）	14人	1人	15人
学齢男子	57人	2人	59人
学齢女子	45人	8人	53人

※令和２年度中の保護人数（実人数）を計上

【参考：都の一時保護】

都世田谷児童相談所の令和元年度の一時保護　一時保護所102人　一時保護委託79人　合計181人

（７）一時保護委託の児童数

令和２年度における一時保護委託児童数は４０人※となっている。

【内訳】

	令和 2 年度の一時保護委託児童数合計	うち他自治体の一時保護所への保護委託	うち乳児院への保護委託	うち里親への保護委託	その他施設（医療機関等）への保護委託
乳幼児	11 人	0 人	10 人	0 人	1 人
学齢児	29 人	7 人	0 人	14 人	8 人
合計	40 人	7 人	10 人	14 人	9 人

※うち令和２年４月の区児童相談所の開設にあたり、都から引き継いだ一時保護児童は１１人おり、引き続き同じ場所で保護を継続した。

【参考：都児童相談所における一時保護委託児童数の推移】

都全体における一時保護委託件数は増加傾向にある。

平成29年度		平成30年度		令和元年度	
843人		1,268人		1,339人	
乳幼児	学齢児	乳幼児	学齢児	乳幼児	学齢児
408人	435人	589人	679人	524人	815人

「東京都児童相談所事業概要」より作成

（８）社会的養護のもとで育つ児童数

令和３年３月３１日現在、養育家庭や施設等へ養育委託・入所措置されている区の児童は１０８人となっている。

		区内の里親・施設等									区外の里親・施設等									合計								
		里親等（養育家庭等）					児童養護施設		乳児院	計	里親等（養育家庭等）					児童養護施設		乳児院	計	里親等（養育家庭等）					児童養護施設		乳児院	計
		養育家庭	専門養育家庭	ファミリーホーム	親族里親	養子縁組里親	本園	グループホーム			養育家庭	専門養育家庭	ファミリーホーム	親族里親	養子縁組里親	本園	グループホーム			養育家庭	専門養育家庭	ファミリーホーム	親族里親	養子縁組里親	本園	グループホーム		
施設数（登録家庭数）		49	1	2	0	44	2	10	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童定員数 ※養育家庭は登録家庭数		49	1	12	0	44	50	60	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
入所措置中（養育委託中）児童数	世田谷区の児童	7	0	0	0	2	2	9	-	**20**	10	0	2	0	2	35	31	8	**88**	17	0	2	0	4	37	40	8	**108**
	他自治体の児童	10	0	8	0	4	44	40	-	106	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		-	-	-	-	-
	合計	17	0	8	0	6	46	49	-	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		-	-	-	-	-

※里親制度については２９ページ、里親等の区分・施設区分ごとの状況については、３２ページ以降を参照。

5　里親等の状況

（１）里親制度

里親制度は、児童福祉法に基づく制度で、親の離婚や疾病等の事情により家庭で生活できない児童や、親による虐待等により家庭で生活することが望ましくない児童を家庭に代わって公的に養育する社会的養護のひとつである。里親には以下の４種類の里親がある。

・養　育　家　庭：養子縁組を目的とせずに、様々な事情で実家庭を離れて暮らす子どもを一定期間養育する里親。
・専門養育家庭：専門的なケアを必要とする子どもを一定期間養育する里親。
・親　族　里　親：両親が様々な事情で養育できない場合、その子どもの扶養義務者である親族が里親となり、養育すること。
・養子縁組里親：養子縁組を目的とする里親。養子縁組が成立するまでの期間、里親として子どもを養育すること。

また、養育家庭等で一定経験のある方が、事業届出の上、養育者の住居で５人または６人の子どもを養育するファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）がある。

（２）区における里親支援に関する業務（フォスタリング業務）の体制

フォスタリング業務は、里親制度を一層推進するため、里親制度の普及啓発、里親の養育力向上や里親委託を推進するなどの以下の業務を総合的に実施するものである。

・里親制度の普及啓発による里親開拓（リクルート）及びアセスメント
・里親登録前・登録後及び児童委託後の研修・トレーニング
・委託候補児童と里親家庭のマッチング
・未委託期間中から委託解除後のフォローまでを含めた里親養育への支援

国のガイドラインでは、里親の強みと課題を理解し、里親や子どもとの間の信頼関係を築く観点から、一貫した体制のもとに、継続的に提供されることが望ましいとされ、民間機関に委託する場合は、包括的に業務委託することが望ましいとされている。

区では、児童相談所開設にあたって、以下のような体制で里親支援に関する業務を行っている。

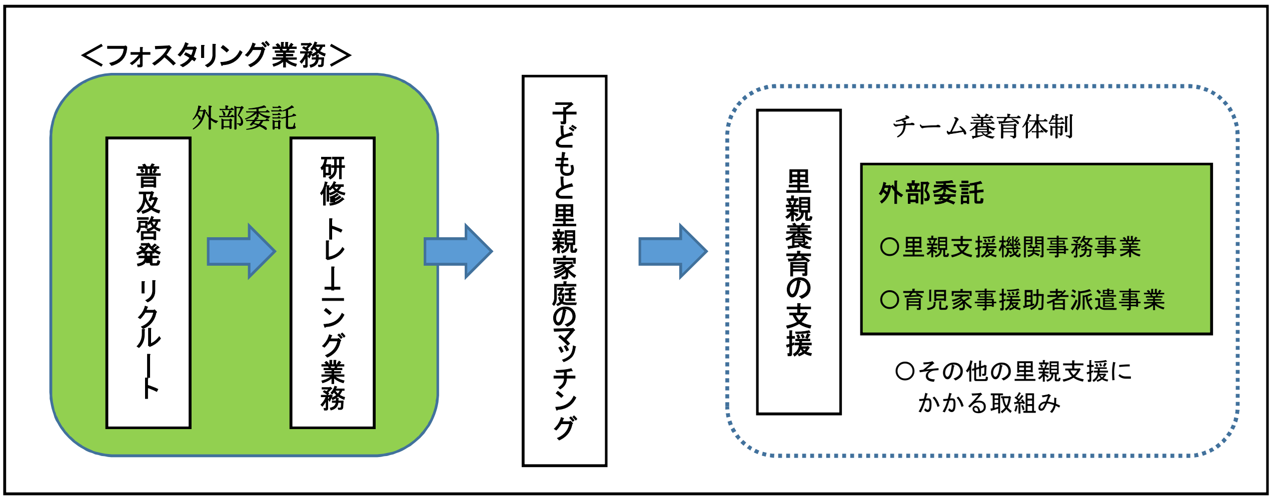

（３）里親支援業務の取組み状況

①「普及啓発・リクルート業務」「研修・トレーニング業務」

事業内容：令和２年度から、フォスタリング業務のうち、「普及啓発・リクルート業務」及び「研修・トレーニング業務」について一元的に外部委託し実施している。

委 託 先：東京育成園（フォスターホームサポートセンターともがき）

【令和２年度実績】

ア　相談受付

<table>
<tr><td rowspan="3">相談</td><td colspan="2">電話</td><td>57 件</td></tr>
<tr><td colspan="2">来所</td><td>6 件</td></tr>
<tr><td colspan="2">インターネット</td><td>30 件</td></tr>
<tr><td rowspan="4">登録手続き</td><td colspan="2">インテーク面接</td><td>36 件</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請受付</td><td>19 件</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実習同行</td><td>実習同行（認定前研修）</td><td>25 件</td></tr>
<tr><td>施設見学（登録更新研修）</td><td>3 件</td></tr>
<tr><td rowspan="4">家庭訪問</td><td colspan="2">新規認定前訪問（同行）</td><td>12 家庭</td></tr>
<tr><td colspan="2">更新訪問（同行）</td><td>14 家庭</td></tr>
<tr><td colspan="2">トレーニング</td><td>7 家庭</td></tr>
<tr><td colspan="2">リクルート</td><td>1 家庭</td></tr>
<tr><td>関係機関訪問</td><td colspan="2">トレーニング</td><td>2 件</td></tr>
</table>

イ　研修・トレーニング業務

<table>
<tr><td rowspan="13">研修</td><td rowspan="3">認定前研修</td><td>座学</td><td>23 家庭（45 名）</td></tr>
<tr><td>実習１日目</td><td>21 家庭（39 名）</td></tr>
<tr><td>実習２日目</td><td>21 家庭（39 名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録後研修（実習なし）</td><td>18 家庭（31 名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">受託後研修（実習なし）</td><td>6 家庭（9 名）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">登録更新研修</td><td>座学</td><td>14 家庭（27 名）</td></tr>
<tr><td>施設見学</td><td>5 家庭（7 名）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳児委託研修</td><td>座学</td><td>6 家庭（11 名）</td></tr>
<tr><td>演習</td><td>6 家庭（11 名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">フォローアップ研修</td><td>24 家庭（35 名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">オレンジプログラム</td><td>―</td></tr>
<tr><td>トレーニング事業</td><td>実習同行</td><td>3 家庭（6 名）</td></tr>
</table>

ウ　普及啓発

・専用ホームページ作成

「世田谷の里親相談室 SETA－OYA」を令和２年８月３１日に開設し、里親制度の普及啓発や、インターネットによる相談の受付をおこなっている。

・動画公開

里親制度の普及啓発動画「里親になるということ」と、児童相談所を紹介した動画「きみは、『児童相談所』って知ってる？」を作成して、令和２年１２月２８日から世田谷区公式チャンネル（YouTube）で公開している。

②里親支援機関事務事業

事業内容：里親委託をより一層推進するため、里親家庭への訪問等による相談支援、里親同士の相互交流、里子の自立支援などの業務を行う。

委 託 先：東京公認心理師協会

職員配置：里親委託等推進員、自立支援相談員

【令和２年度実績】

<table>
<tr><td rowspan="5">訪問支援等</td><td rowspan="4">里親カウンセリング
（電話相談含む）</td><td>養育家庭</td><td>10 回</td></tr>
<tr><td>養子縁組里親</td><td>1 回</td></tr>
<tr><td>専門養育家庭</td><td>0 回</td></tr>
<tr><td>親族里親</td><td>0 回</td></tr>
<tr><td colspan="2">未委託家庭への定期巡回訪問</td><td>16 回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">里親の相互交流
（里親サロン）</td><td colspan="2">養子縁組里親</td><td>4 回</td></tr>
<tr><td colspan="2">養育家庭</td><td>5 回</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自立支援計画書の作成補助</td><td rowspan="2">家庭訪問及び自立支援計画第二片素案作成</td><td>養育家庭</td><td>12 回</td></tr>
<tr><td>専門養育家庭</td><td>0 回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">家庭訪問及び自立支援計画第二片修正</td><td>養育家庭</td><td>20 回</td></tr>
<tr><td>専門養育家庭</td><td>0 回</td></tr>
<tr><td colspan="3">一時保護委託の支援</td><td>12 回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自立支援に向けた相談援助
（解除後支援）</td><td colspan="2">里親子への情報提供・相談支援</td><td>12 回</td></tr>
<tr><td colspan="2">再進学または就労支援</td><td>0 回</td></tr>
<tr><td colspan="2">措置解除児童に関する相談援助
（アフターケア）</td><td>4 回</td></tr>
</table>

③育児家事援助者派遣事業

事業内容：育児家事援助者の派遣による養育援助や家事などの生活援助を行うことにより、里親養育の安定を図る。

委 託 先：NPO 法人　バディチーム

【令和２年度実績】

派遣回数　１０回　派遣時間　２７時間

④その他の里親支援にかかる取組み状況

ア　里親支援専門相談員

福音寮、東京育成園、カリタスの園つぼみの寮にそれぞれ配置されている里親支援専門相談員が、新規委託フォローアップ訪問、定期巡回訪問を実施し、里親子の状況に応じて、養育に関する助言等を行っている。また、乳児院及び児童養

護施設に入所している児童が里親委託となる際は、長期外泊前のカンファレンスから参加し、支援にあたっている。

イ　里親応援ミーティングの開催

里親が地域の関係機関とつながり、適切な支援を受けることで、里子の健やかな成長を目指すこと、また、職員、地域の関係機関が里親制度や地域で生活する里親子について理解を深める機会とすることを目的とし、令和２年度は試行的に１回開催した。今後は、さらに関係機関と連携し、里親子の支援につながるよう実績を重ねていく。

（４）養育家庭の登録数及び委託児童数

令和３年３月３１日現在の区内の養育家庭の登録数は４９家庭であり、委託児童数は１７人となっている。

※区内に登録されている養育家庭へ委託されている児童数であり、他自治体が措置した児童を含む（里親委託や里親への一時保護委託を行うに際して、子どもの最善の利益を保障する観点から、区内の里親に限らず、都区全域で適切な里親と子どものマッチングを実施している）。

【区内の養育家庭の登録数及び委託児童数】

・養育家庭の登録数……４９家庭

・委託児童数……………１７人（うち区の児童７人）

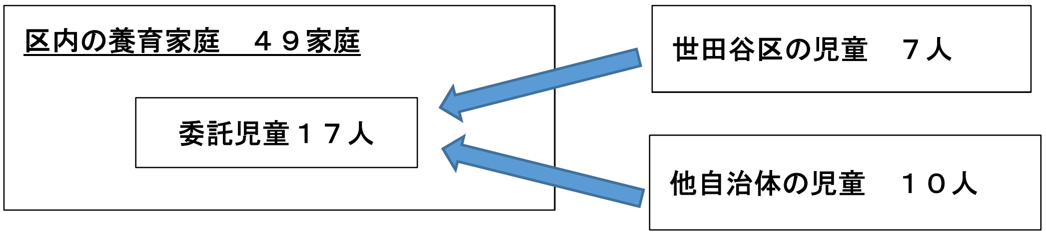

【参考：都全体における養育家庭の登録数及び委託児童数の推移】

都全体における登録家庭数及び委託児童数は増加傾向だが、伸びは緩やかになっている。

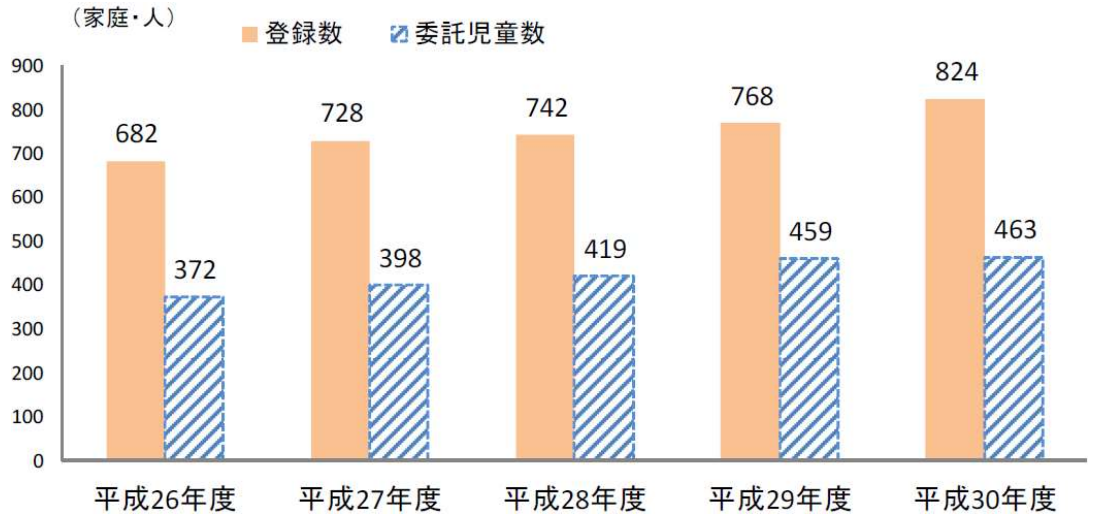

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

（５）ファミリーホーム設置数及び委託児童数

令和３年３月３１日現在、区内にはファミリーホーム※が２ホームあり、委託児童数は８人となっている。

区内２ホームのうち養育家庭移行型ファミリーホームが１ホーム、法人型ファミリーホームが１ホームとなっている。

※ファミリーホーム：小規模住居型児童養育事業。一定の要件を備えた養育者の住居において、５人または６人の要保護児童を、子ども同士の相互作用を活かしつつ家庭的な環境のもとで養育する制度。

区分	令和３年３月３１日現在
設置数	２ホーム
養育家庭移行型ファミリーホーム	１ホーム
法人型ファミリーホーム	１ホーム
委託児童数	８人（うち区の児童０人）

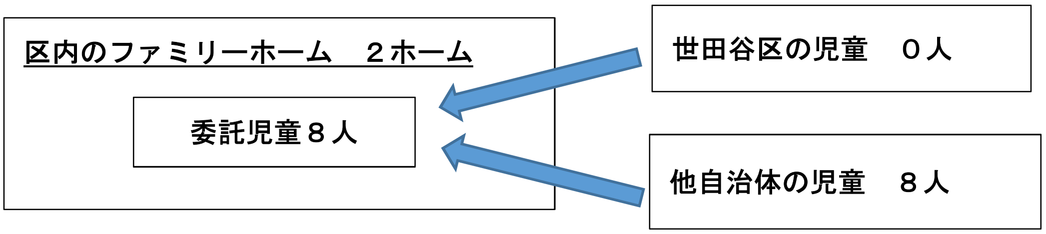

（６）里親等委託率の現状

令和３年３月３１日現在、区における里親等委託率は、２１．３％となっている。

＜里親等委託率の算出方法＞

$$\frac{\text{養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数【A】}}{\text{乳児院入所児童数＋児童養護施設入所児童数＋養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数【B】}} = \text{里親等委託率}$$

＜算出式＞

$$\frac{\text{２１人＋２人}}{\text{８人＋７７人＋２１人＋２人}} = \frac{\text{２３人【A】}}{\text{１０８人【B】}} \quad = \text{２１．３％}$$

養育家庭や施設等へ養育委託・入所措置されている区の児童（**１０８人【Ｂ】**）の内訳

	児童数 （かっこ内の数字は区内の養育家庭や施設等に委託・措置されている児童の内数）
乳児院入所児童	８人　（　０人）
児童養護施設入所児童	７７人　（１１人）
養育家庭等	２１人　（　９人）
ファミリーホーム	２人　（　０人）
合計	**１０８人**　（２０人）**【Ｂ】**

養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 **２３人【Ａ】**

【参考：都全体の里親等委託率の推移】

都全体における里親等委託率は上昇傾向であるが、全国平均よりも低く推移している。

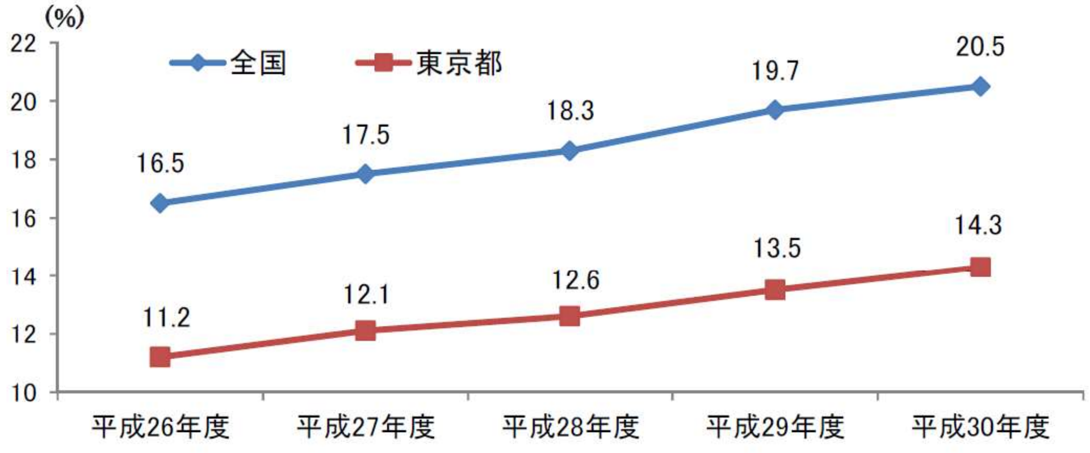

※養育家庭等委託率＝養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数／乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数

※全国の数値は「社会的養護の現状について（厚生労働省）」による

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

（７）養子縁組里親の登録と特別養子縁組※1の現状

令和３年３月３１日現在、区児童相談所に養子縁組里親として登録された家庭は、４４家庭となっている。

令和２年４月から令和３年３月までの区児童相談所が仲介した特別養子縁組の成立数※2は８件となっている。

※１　特別養子縁組制度の概要

・子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。

・「特別養子縁組」は、養親になることを望む夫婦の請求に対し、要件（実親の同意・養親の年齢・養子の年齢・半年間の監護）を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立する。

※２　特別養子縁組の区児童相談所の関与

・特別養子縁組を仲介する機関は、行政機関である児童相談所のほか、民間のあっせん機関（医療機関を含む）がある。

・区が把握する特別養子縁組の成立件数は、区児童相談所が仲介し、縁組が成立した件数となる。区児童相談所は、ネウボラ・チームによる「妊娠期面接」等による特別養子縁組を必要とする事例の把握に努め、東京都と連携した早期の特別養子縁組成立に取組んでいる。

＜参考＞　東京都による新生児委託推進事業の概要（平成２９年７月より実施）

・家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結び付けられるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修や新生児と養子縁組里親の交流支援を行うことにより、新生児委託を推進する（子どもの乳児院入所と同時期から里親との交流の開始など）。

・都道府県等の許可を受け活動している民間の事業者は、全国に２２団体（令和３年４月１日現在）あり、生みの親と暮らせない子どもと育ての親になりたい夫婦をマッチングし、様々なサポートを行っている。

【参考：都全体における養子縁組里親の登録と特別養子縁組の現状】

・都児童相談所に養子縁組里親として登録された家庭数と、児童相談所が仲介した特別養子縁組の成立数の推移

時点 区分	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
養子縁組里親として登録された家庭数	75 家庭	78 家庭	93 家庭	100 家庭	118 家庭
縁組成立数	16 件	27 件	32 件	35 件	29 件

「東京都児童相談所事業概要」より作成

・東京都が許可した民間のあっせん機関が仲介した特別養子縁組の成立数の推移

時点 区分	平成３０年度	令和元年度
縁組成立数	52 件※	66 件

※児童・養親ともに都内に限らず国内外から申し込みを受けている。

平成 30 年度及び令和元年度「特別養子縁組民間あっせん機関実態調査」

（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課）より抜粋

６　児童養護施設の状況

（１）児童養護施設の入所児童数

令和３年３月３１日現在、区内にある児童養護施設[※1]の入所児童数は、児童養護施設（本園）４６人、グループホーム[※2]４９人、合計で９５人となっている。

※１　区内にある児童養護施設の３月３１日時点の定員数：１１０人（本園２施設、グループホーム１０施設）
※２　グループホーム：児童養護施設から独立した家屋において、要保護児童を少人数で養育する形態。

区分	令和３年３月３１日現在
入所児童数	９５人（うち区の児童１１人）
児童養護施設（本園）	４６人（うち区の児童　２人）
グループホーム	４９人（うち区の児童　９人）

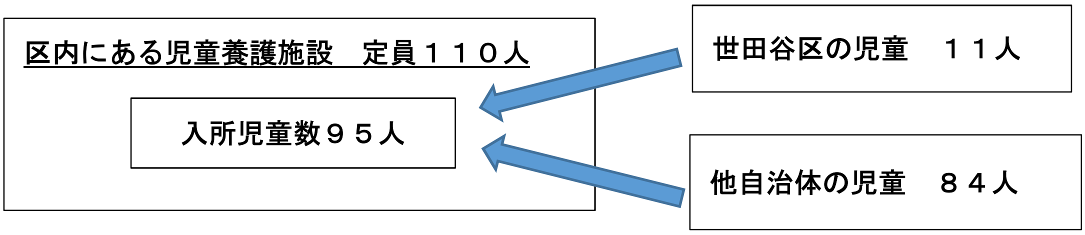

（２）児童養護施設の小規模化の状況

区内の児童養護施設における小規模化[※]の状況は、令和３年３月３１日現在において１００％となっている。

※小規模化：グループホームもしくは８人以下のユニット

（３）個別的ケアが必要な児童の入所状況

施設に入所している区が措置した児童[※1]のうち、個別的なケアが必要な児童[※2]の人数について調査を行った（令和３年３月３１日時点調査）。

その結果、個別的なケアが必要な児童は８５人中４９人となっており、その割合は５７．６％となっている。

※１　令和３年３月３１日現在、乳児院入所８人、児童養護施設（本園）入所３７人、グループホーム入所４０人の合計８５人を対象に調査を行った。
※２　個別的なケアが必要な児童：虐待により心身に傷を受けた児童や、何らかの障害がある児童など、安心して生活ができるよう生活面・心理面で個別的な対応を必要とする児童

7　進路状況

令和３年３月に中学校を卒業した区の児童の高等学校等進学率は、児童養護施設・里親（養育家庭）・ファミリーホームともに１００％となっている。また、令和３年３月における区の児童の大学等進学率は、児童養護施設は７２．８％となっている。

【中学校卒業児童】

世田谷区	令和３年３月 中学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		高校等		専修学校等		合計					
児童養護施設	5 人	5 人	100.0%	0 人	0.0%	5 人	100.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%
児童自立支援施設	1 人	1 人	100.0%	0 人	0.0%	1 人	100.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%
里親・ファミリーホーム	2 人	2 人	100.0%	0 人	0.0%	2 人	100.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%

【高等学校卒業児童】

世田谷区	令和３年３月 高等学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		大学等		専修学校等		合計					
児童養護施設	11 人	4 人	36.4%	4 人	36.4%	8 人	72.8%	3 人	27.3%	0 人	0.0%
児童自立支援施設	0 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
里親・ファミリーホーム	0 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※小数第２位を四捨五入して算出しているため、合計が 100.0%にならない。

８　児童養護施設等退所者支援の概要

（１）事業概要

児童相談所、区内児童養護施設等と連携しながら、満１８歳となり児童養護施設や里親、自立援助ホームを退所する若者等に対して、「住宅支援」「居場所・地域交流支援」「給付型奨学金事業」を実施することにより、最も困難な状況にある若者の社会的自立を支援する。

（２）住宅支援

高齢者向け借上げ区営住宅の空室を安価で提供し、児童養護施設等を巣立った若者が地域の中で安定した生活基盤を持てるよう支援する。また、生活サポートとして、児童養護施設職員が月に一度入居者を訪問面談し、学業・就労の状況や共同生活の状況を確認しながら、社会的自立に向けた支援を実施している。

〈支援内容〉

・２～３ＬＤＫの住戸に複数名が入居（１人１室）し、共同で生活する。
・大学等進学者は所定の修学年限の最終年度末まで、就職者は最長２年間入居が可能。

令和 2 年度	住宅支援
利用者数	3 住戸 3 名

（３）居場所・地域交流支援

退所者等が、地域の中で身近に相談できる仲間や大人たちと交流する場、自分の好きなように寛いで過ごせる居場所として、区内２か所で実施。

令和 2 年度 (6 月～3 月)	岡’ｓキッチン （上北沢 3 丁目）	foryouth シモキタトナリ （代田 2 丁目）
延べ利用者数	97 名 （うち退所者 38 名）	67 名 （同 30 名）

※令和２年度４、５月は新型コロナウイルス感染症を受けて中止

（４）給付型奨学金事業

児童養護施設・里親の元を巣立ち大学等へ進学する若者に、寄附を原資とする奨学金を給付し、学業と生活を両立させながら社会的自立を図れるよう支援する。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を考慮し、給付上限額の撤廃に加え、給付対象項目に教科書・参考図書代や通学費、技能習得費等を加え、困難な状況下でより大きな影響を受けやすい退所者等への支援の充実を図った。

【奨学金給付実績】

年度	給付者数	給付金額
平成 28 年度	11 名	3,720,000 円
平成 29 年度	10 名	3,600,000 円
平成 30 年度	9 名	3,240,000 円
令和元年度	9 名	3,175,000 円
令和 2 年度	10 名（延べ）	1,608,306 円

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を考慮し、追加の申請を受け付けたため、延べ人数となっている。

【寄附実績】

年度	寄附件数	寄附総額
平成 28 年度	298 件	25,128,330 円
平成 29 年度	342 件	27,173,188 円
平成 30 年度	358 件	22,623,722 円
令和元年度	372 件	35,008,518 円
令和 2 年度	386 件	69,493,399 円
合計	1,756 件	179,427,157 円

９　１８歳到達児童への支援状況

児童相談所が対象とする子どもは、原則として１８歳未満の者となっている。しかし、以下の場合に限って例外規定※が設けられており、１８歳に達しても引き続き支援を行っている。

※１８歳以上の未成年の支援にかかる例外規定
・里親に委託されている子どもの委託の継続及び児童福祉施設等に入所等している子どもの在所期間の延長
・１８歳に達するまでに一時保護（一時保護委託を含む）が行われた子どもの保護期間の延長
・１８歳に達するまでにされた措置に関する承認の申立てに対する審判が確定していない場合または当該申立てに対する承認の審判がなされた後において施設入所等の措置が採られていない場合の一時保護
・１８歳以上の未成年者について児童相談所が行う親権喪失等の審判の請求及びこれらの審判の取消しの請求並びに未成年後見人の選任及び解任の請求
・里親委託中の１８歳以上の未成年者で親権を行う者または未成年後見人のないものに対する親権代行
・義務教育を終了した子どもまたは子ども以外の満２０歳に満たない者の児童自立生活援助の実施

【令和２年度実績】
上記例外規定に該当し、支援を継続した児童数　　　２０名

10　子どもの権利擁護

（１）一時保護所内における取組み

①一時保護所第三者委員の設置

弁護士等を一時保護所第三者委員として設置した。委員は定期的に一時保護所へ訪問し、子どもたちの様子を確認するとともに、必要に応じて面談し、意見や要望を聞き取り、その内容は適切に児童相談所等へ伝達するとともに、対応経過と結果について確認している。

【令和２年度実績】

１０回（原則として委員２名が同日に活動している。）

子どもから受けた相談件数　３８件（延べ１４人）

分類別件数

分類	件数
生活上での意見・要望	１５件
児童相談所への意見・要望	６件
入所者間における人間関係	５件
健康・体調	４件
家族に関すること	３件
その他	５件

②その他の取組み

入所者等からの苦情や要望の適切な解決を図るための体制を構築するとともに、一時保護所へ入所した際の初回面接時に、一時保護所のしおりを使って一人ひとりの子どもの権利が保障されることを一時保護所職員から説明しているほか、子どもが誰にも見られずに、自身の意見を、第三者委員、人権擁護機関へ相談をすることができる意見箱の設置、入所している子どもたちによる会議の開催（毎週）や職員による子どもの意見を聴く会の実施（毎月）など、一時保護所内における子どもの権利の保障に努めている。

（２）一時保護所の外部評価の実施

外部評価機関により、一時保護所において子どもの権利が守られている体制であるかを含めた評価を定期的に実施（３年に１回の実施を想定）する。令和２年度に初回の評価を実施した。

（３）措置された子どもにかかる取組み

①児童福祉審議会措置部会

児童福祉審議会は児童相談所開設に伴い、児童福祉法、世田谷区児童福祉審議会条例を根拠に、区の児童福祉に関する調査審議を行う合議制の機関として設置するもの。本審議会において設置された措置部会は、子どももしくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、児童相談所から諮問を受け審議し、その結果を答申する機関であり、原則として毎月実施することとしている。委員は６名で学識経験者や弁護士、医師など幅広い分野から出席いただき、専門性を活かした検討を実施した。

【令和２年度実績】

開催１０回（審議１２件、報告８件）

開催月	審議	報告
令和２年　５月	１件	
６月	１件	１件
７月	１件	
８月		２件
１０月	２件	１件
１１月	１件	３件
１２月	１件	
令和３年　１月	３件	
２月	２件	
３月		１件

審議事項：部会から意見具申や助言を受けるもの（子どもまたはその保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しない事例、児童福祉法第２８条に基づく施設入所等措置の申立または同措置の更新の申立を行う事例等）

報告事項：児童虐待防止法に基づく出頭要求等の実施状況や過去に部会から意見具申または助言を受けた事案に対する、その後の援助経過の報告など。

②被措置児童等虐待対応

児童福祉法第３３条の１４の規定により、被措置児童等虐待に係る通告、届出がされた場合、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握、虐待事実の確認等を行うこととされており、区としては施設等検査・指導担当所管において実施する。また、同法第３３条の１６の規定により、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置等を公表する。

【令和２年度実績】

通告件数　１件※

※対象者未詳の通告であったが調査を実施、結果として虐待にあたるような事実は確認されなかったもの。

（４）せたホッとを活用した権利擁護

一時保護、措置された子どもが、児童相談所が行った措置に対する不服・不満がある場合や、施設入所者同士の人権侵害、入所施設等の処遇不満、改善要望などがあった場合は、児童相談所や当該施設等において対応することを基本とするほか、せたがやホッと子どもサポート（以下、「せたホッと」という。）へ相談等できるよう、「一時保護所のしおり」や「子どもの権利ノート※」を用いて、せたホッとの制度や連絡方法を周知した。

※子どもの権利ノート

・措置された子どもに対して、施設や里親のもとで生活する際の権利が分かりやすく記載された「子どもの権利ノート」を児童相談所の児童福祉司が説明しながら配布している。また、この権利ノートには施設外部の相談窓口の連絡先やせたホッと宛のはがきを同封することにより、子どもが権利侵害を感じた際に適切に相談できる仕組みとした。

11　人材育成

（１）人材育成計画

世田谷区児童相談所では、継続的に人材育成に取り組むこととし、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員それぞれの人材育成計画を作成し、経験年数及び職層に応じた目標を掲げている。また、新任・横転者については、所内研修を実施し、児童相談所業務の基礎を学んでいる。

（２）研修内容

①外部研修等派遣研修

職員が職務遂行に関し、研修課題をもって児童相談業務に関する外部研修、学会等に参加し、その成果を、自己の職務及び職場に反映させることを通じ、職員の資質の向上を図っている。

②外部講師による研修

日頃の業務の中で必要とされる知識、技法について、医学的、心理的等専門的見地から学び、実践に役立てることを目的としている。

③サインズ・オブ・セーフティ研修

児童虐待対応の際、家族の強みに焦点をあてることで、家族が主体となり、児童相談所と家族が協働して安全なプランを考え、家族再統合や親子関係の再構築等を目指すためのソーシャルワークを学ぶ。実践的、かつ継続的、組織的に取り組んでいくことができるよう、月１回の実践リーダー研修と年４回の全体研修を実施している。

④その他

児童相談所として企画・立案している研修の他、児童相談支援課が企画している「子ども家庭支援センター・児童相談所研修」や特別区が企画している「特別区職員共同研修」等、より多くの研修に参加し、知識や技術の習得を目指している。

（３）ＯＪＴ研修

新任・横転者職員の支援体制として、児童相談所勤務経験のある職員を中心に技術指導を実施し、係長が全体の把握や経験者職員も含めた指導を行っているが、その他にＯＪＴ担当職員を置いている。区が実施している「新規採用職員のＯＪＴ」に加え、児童相談所の業務内容に合わせて、「担当職務」、「コミュニケーション」、「スキルアップ」、「健康や生活習慣」の４項目について、ＯＪＴ担当と新人職員で一緒に目標を設定し、３か月ごとに振り返りを実施している。この体制は、技術指導とは別に、新任職員の不安や負担を軽減する仕組みとしてのメンター的な役割を担っている。１年目のみでなく、３年間はＯＪＴ担当職員が見守り、エンパワメントすることで、新人職

員が自分の成長を継続的、客観的に捉え、今度はその職員がＯＪＴ担当職員となり新人を支える立場になっていくことを目指している。

【令和２年度研修実績一覧】※SV=スーパーバイザー（係長）

	令和２年度世田谷区児童相談所　新任・横転者研修			
	項　　目	内　　容	講師	対象
1	世田谷区児童相談所（一時保護所含む）の目指すもの、理念および現状と課題	職員へのメッセージ。児童相談所の歴史、支援と介入、家族とともにつくる支援。区児童相談所の組織や役割の説明。	所長	新任・横転者
2	区職員として身に着けるべき心構え	服務規律、個人情報保護、情報セキュリティ等	副所長	
3	相談受理から支援への流れ、方針決定	相談受理から支援、終結までの流れ、方針決定のあり方。ケース進行管理、区児童相談所のルール。児童相談システム入力のポイント。	SV（福祉）	
4	児童相談所運営指針	児童相談所運営指針の概要	児童相談支援専門員	
5	一時保護所ガイドライン	一時保護所ガイドラインの概要	児童相談支援専門員	
6	一時保護所の業務や連携の取り方	世田谷区の一時保護所についての理解、連携の取り方	児童相談支援専門員	
7	子どもの権利擁護	子どもの権利擁護の歴史、子どもの権利条約・関係法令、子どもの権利ノート、施設や一時保護所における権利擁護、第三者評価	一時保護課長	
8	児童虐待の理解と対応・危機介入、非行相談	服務規律、個人情報保護、情報セキュリティ等	SV（福祉）	
9	養護相談（虐待を除く）の流れと実際	・養護相談に関する理解 ・養困と虐待の境目 ・子ども家庭支援センターとの連携 ・区サービス	SV（福祉）	
10	障害相談・育成相談の流れと実際	・障害相談に関する法令と制度、障害相談の流れ ・不登校、引きこもりの現状と施策、要因と回復への道筋、心理班・育成担当の役割、区の関係機関	SV（福祉）	
11	愛の手帳について	愛の手帳の制度や概要 他の手帳との違い等	SV（心理）	
12	里親の制度	里親の制度の種類と申請要件について、研修制度、里親委託の流れと事例等	担当職員	
13	児童相談所業務の法的根拠	児童福祉法、虐待防止法、少年法、児童買春・児童ポルノ禁止法、母子保健法	弁護士	
14	行政機関の行使と司法（制度、手続き、流れ、不服申し立て）	28 条ケースの手続きと留意点、行政権限の行使と司法手続き（親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告）、刑事告発告訴、区児童相談所の事例から見る課題	弁護士	

15	性的虐待の気づき・初期対応	子どもの行動や所見等から性虐待の可能性を考える（性化行動等）、性虐待の可能性に気付いた時の対応、子どもが性虐待の被害を語り出したらどうすればいいか等	医師	
16	系統的全身診察	診察の目的と流れ、留意点	保健師	

	所内研修（外部講師）			
	項　　目	内　　容	講師	対象
1	CARE(基礎編)	子どもとよりよい関係を築くときに大切な養育のスキルを体験的に学ぶ。	CARE ファシリテーター	福祉司 心理司 一時保護所職員
2	描画検査	子どもの絵からアセスメントを深める方法を学ぶ。	大学教授	心理司
3	家族療法研修（全５回）	実務に沿った、児童虐待対応について、様々な視点から学ぶ。通告の入口から家庭引き取り、あるいは自立までの行程を想定し、５回講座とする。	医師 施設職員	福祉司 心理司 一時保護所職員
4	企画研修	児童相談所業務を実践する中で、職員が関心を持ったテーマについて自主的に研修を企画し、実施する。		
5	サインズ・オブ・セーフティアプローチ （全 16 回）	児童相談所業務においてサインズ・オブ・セーフティアプローチ（親と児童相談所が協働し、子どもを安全に元の家庭に戻すための手法）を学ぶ。	大学教授	福祉司 心理司 一時保護所職員

	外部（派遣）研修			
	項　　目	内　　容	講師	対象
1	リフカー	子どもは性虐待をどのように経験するのか、虐待を打ち明けるプロセス、子どもの性的発達、日本の児童保護制度を学ぶ。	チャイルドファーストジャパン	保健師
2	指導者のための避妊感染症セミナー	SDGs を課題として、子宮頸がん予防、OC/LEP の推進、女性に急増している性感染症等について学ぶ。	日本家族計画協会	保健師
3	関東甲信越地区児童相談所長会議	関東甲信越地区の児童相談所職員（一時保護所を含む）が集結し、持ち寄った事例を通して情報交換をする。	全国児童相談所長会	所長
4	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区の児童相談所職員における、課題への取り組みの報告及び情報交換を実施する。	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	福祉司 一時保護所職員
5	PCIT	ニーズのある保護者に対してトレーニングやカウンセリングを実施するための技術を学ぶ。	日本 PCIT 研修センター	心理司
6	TF-CBT	認知行動療法を必要としている子どもに対して、トラウマケアを実施するための技術を学ぶ。	こころのケアとレジリエンス研究所	心理司

7	司法面接研修(被害確認面接)	子どもからの聞き取りの際、原則１回で、その出来事について、誘導結果ではないかという疑念をできるだけ排除し、実際にあった出来事であるかどうかを検討するための情報を得る面接手法を学ぶ。	司法面接支援室（立命館大学)	福祉司 心理司
8	虐待被害児診察技術研修	「性虐待概論」及び「多機関連携チーム概論」・「診察方法概論」及び実技を資料と質疑を交えて学ぶ。	チャイルドファーストジャパン	保健師
9	思春期保健セミナーコースⅠ	思春期世代の様々な問題に適切に対応できる方法を学ぶ。	日本家族計画協会	保健師
10	サインズ・オブ・セーフティ ギャザリング（ZOOM 参加）	様々な相談援助の場で､サインズ･オブ･セーフティアプローチがどのように活用され､どのような効果が得られているのかを知る。	サインズ・オブ・セーフティ	福祉司 心理司
11	セカンドステップ	感情調整に困難を抱える子どもの感情について学び､子どもが落ち着くためのスキルや問題解決のためのスキルを身につける。	日本子どものための委員会	心理司
12	CHILD FIRST 司法面接 （被害確認面接）	性虐待、身体的虐待、ネグレクト、DV や犯罪被害者の目撃など､人権侵害を受けたことが疑われる子どもから､子どもの負担を最小限にしつつ、誘導せずに、被害事実を聞き取る手法を学ぶ。	チャイルドファーストジャパン	福祉司 心理司
13	子どもの虹情報研修センター 新任児童相談所長研修	様々な子どもの問題に対応する中核的機関である児童相談所の所長として､必要な基本的知識を身につける。	子どもの虹研修センター	所長
14	国立武蔵野学院一時保護所職員（指導者）研修	一時保護所のスーパーバイザーとして必要な知識を学び､その運営と課題を考える。	国立武蔵野学院	一時保護所職員
15	国立武蔵野学院一時保護所実務者研修	様々な背景や問題を抱えた子どもに対する適切な対応を学ぶ。	国立武蔵野学院	一時保護所職員
16	児童相談所職員テーマ別研修	児童相談所職員としての専門性の向上を目指し、具体的な知識を学ぶ。	国立武蔵野学院	一時保護所職員

12　児童相談所と地域の関わり

（１）世田谷区要保護児童支援協議会の取組み

①全区協議会

区全域に関する要保護児童等の支援の課題について検討するとともに、関係機関等の円滑な連携を確保するための環境整備並びに区民などへの普及及び啓発を行った。なお、本会は子ども・若者部が主催している。

【令和２年度開催実績】

２回（世田谷区ＤＶ防止ネットワーク代表者会議と共同開催）

	開催日	開催方法	内容
第1回	７月１０日	書面	１　世田谷区児童相談所開設の状況 ２　世田谷区児童相談所の開催に伴う新しい児童虐待通告窓口について ３　世田谷区児童相談所開設を踏まえた新しい地域協議会の運営について ４　令和元年度事業報告 ・世田谷区子ども家庭支援センターにおける被虐待児童相談対応状況 ・東京都世田谷児童相談所における被虐待児童相談対応状況 ・令和元年度地域協議会実施状況 ・世田谷区総合支所健康づくり課の母子保健事業
第2回	１２月１０日	会議	１　報告 区児童相談所開設を踏まえた新しい要保護児童対策地域協議会について ２　協議 【テーマ】関係機関が緊密に連携を図り、児童虐待・DV 問題を解決することができる地域社会の実現に向けた協議 ○　報告 ・児童相談所から報告 ・人権男女共同参画課からの報告 ・子ども家庭支援センターからの報告 ○　講演 「DV 対応と児童虐待対応の連携―なぜ連携が必要なのか―」 講師：加藤吉和（鎌倉女子大学学術研究所子ども発達臨床研究所） ○　質疑応答・会場との意見交換、総括 ３　周知報告 里親制度について（社会福祉法人東京育成園）

②地域協議会

地域における要保護児童等の支援の課題を検討するとともに、各地域の課題解決に向けて、関係機関等の連携・協力体制の確保を図った。なお、本会は各地域の子ども家庭支援センターが主催している。

【令和２年度開催実績】

５回

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
開催方法	書面開催	書面開催	書面開催	書面開催	書面開催
内容	・児童虐待通告・相談受理から安全確認についての流れ ・世田谷区児童相談所開設の状況 ・区児童相談所開設に伴う新しい児童虐待通告について ・アンテナシート・モニタリングシートについて　等				

③進行会議（合同会議と同時開催）

各地域で毎月ケースの進行管理を実施。子ども家庭支援センター、児童相談所、児童相談支援課が参加する。

【令和２年度開催実績】

５４回

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
回数	１２回	１２回	１０回	９回	１１回

（２）各関係機関との連携状況

①子ども本人への普及啓発にかかる連携

要保護児童支援協議会における児童相談所及び児童虐待通告ダイヤルの周知のほか、特に子ども本人を対象とし、児童相談所の存在や、虐待を受けた時の連絡先について、分かりやすいカード等を直接配付するなど、区立小学校、中学校をはじめとする関係機関と連携して普及啓発に取り組んでいる。

【令和２年度実績】

・児童虐待通告ダイヤル・せたがや子どもテレフォンＰＲカードの配付
　区立小学校、区立中学校
・児童相談所周知用リーフレットの配付
　区立小学校、区立中学校、児童館、図書館　ほか

②警察との連携

児童虐待対応においては、関係機関が緊密に連携して情報を共有し、早期発見、早期対処していくことが必要であることから、児童の安全確保を目的に世田谷区と警視庁生活安全部少年育成課は「児童虐待対応の連携強化に関する協定書」を締結し、両者が保有する児童虐待事案の情報共有や意見交換会の実施など、必要な連携を図っている。

【協定書の主な内容】

・児童虐待事案にかかる情報共有
（身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、家庭復帰事案、転居事案など）
・意見交換会の実施（代表者意見交換会、実務者意見交換会）
・要保護児童対策地域協議会における連携の促進
・普及啓発活動の推進　など

【令和２年度実績】

・児童虐待事案にかかる情報共有
世田谷区から警察への情報共有　毎月及び随時実施
警察から世田谷区への情報共有　毎月実施
・新型コロナウイルスの影響により、意見交換会は、代表者意見交換会１回のみの実施

③せたがや子どもホッとサポートとの連携

世田谷区に在住・在学・在勤の子どもの権利をまもり、救済する機関である、せたがやホッと子どもサポート（以下「せたホッと」と言う。）では、子どもから様々な相談を受け付けている。その中でも児童虐待と疑われる相談案件がせたホッとに入った場合は、児童相談所へ通告または、情報提供をしてもらい、解決に向けて連携した対応を行っている。

④その他、関係機関が主催する研修講師派遣を通した連携

区内の子育て支援機関等が主催する各研修会に児童相談所職員が講師として赴き、児童相談所の開設や、新しい区の児童虐待対応について等の説明を行っている。

【令和２年度実績】

１７件

第３　統計資料

１　相談の受理状況

（１）男女別・経路別受理状況

	合計	指定都市・中核市・都道府県			区市町村					児童福祉施設・指定発達支援医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員（通告仲介）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	再掲			
		児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	子ども家庭支援センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
計	2132	92	0	11	0	0	0	79	15	4	0	0	0	0	603	12	3	27	1	87	0	0	1	453	543	27	174	0	0	0	15
男	1175	43	0	7	0	0	0	43	7	3	0	0	0	0	341	8	1	10	0	40	0	0	0	292	286	8	86	0	0	0	9
女	957	49	0	4	0	0	0	36	8	1	0	0	0	0	262	4	2	17	1	47	0	0	1	161	257	19	88	0	0	0	6

（2）年齢別・相談内容別受理状況

区分	合計	養護相談		保健相談	障害相談										非行相談		育成相談							ことばの遅れ相談		その他の相談		いじめ相談（再掲）	児童買春等被害相談（再掲）	区分
		被虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談		視聴覚障害相談		言語発達障害相談	重症心身障害相談		知的障害相談		発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	不登校相談	性格行動相談	育児・しつけ相談	適性相談										
					入所希望	在宅指導	視力	聴力		入所希望	在宅指導	入所希望	在宅指導							計	学業不振	進路	その他	知的遅れ	態度等養育	措置期間延長変更	その他			
合計	2132	1652	93	0	9	0	0	0	0	3	0	8	214	0	49	21	2	64	1	1	0	0	1	0	0	0	15	0	0	合計
男	1175	852	54	0	5	0	0	0	0	1	0	6	149	0	33	18	1	47	0	1	0	0	1	0	0	0	8	0	0	男
女	957	800	39	0	4	0	0	0	0	2	0	2	65	0	16	3	1	17	1	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	女
0歳	104	84	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0歳
1	105	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2	102	78	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
3	132	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3
4	111	91	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
5	99	82	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
6	127	97	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	23	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	6
7	146	122	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	14	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7
8	105	76	4	0	3	0	0	0	0	0	0	1	16	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	8
9	133	116	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	1	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9
10	120	99	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	2	3	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10
11	131	105	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	0	1	4	0	9	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11
12	136	98	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	8	4	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
13	137	94	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	5	7	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	13
14	122	83	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	19	0	6	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
15	105	64	11	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	0	10	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
16	69	39	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	9	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	16
17	57	41	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
18歳以上	5	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	18歳以上
不明	86	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	不明

（３）相談内容別受理状況

区分	養護相談 合計	養護相談 孤児	養護相談 迷子	養護相談 被虐待児	養育困難 計	養育困難 家出	養育困難 死亡	養育困難 離婚	養育困難 傷病	養育困難 出産	養育困難 就労	養育困難 拘置・拘留	養育困難 家族環境	養育困難 その他	養護相談 その他	非行相談 合計	非行相談 盗み	非行相談 粗暴	非行相談 不良交友	非行相談 家出外泊	非行相談 薬物	非行相談 放火	非行相談 性的非行	非行相談 金品持出	非行相談 その他	不登校相談 合計	不登校相談 怠学	不登校相談 登校（園）拒否	不登校相談 その他	性格行動・育児しつけ相談 合計	性格行動・育児しつけ相談 夜遺尿	性格行動・育児しつけ相談 夜遺尿以外の習癖	性格行動・育児しつけ相談 わがまま	性格行動・育児しつけ相談 落着なし	性格行動・育児しつけ相談 臆病	性格行動・育児しつけ相談 孤立	性格行動・育児しつけ相談 その他	区分
計	1745	0	0	1652	82	2	0	0	14	0	0	2	45	19	11	70	15	35	2	9	0	0	4	0	5	2	0	1	1	65	0	0	3	1	0	0	61	計
0歳	102	0	0	84	13	0	0	0	6	0	0	0	5	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	98	0	0	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2	82	0	0	78	3	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
3	100	0	0	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
4	93	0	0	91	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
5	83	0	0	82	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	5
6	97	0	0	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	6
7	125	0	0	122	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	7
8	80	0	0	76	3	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	8
9	118	0	0	116	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	9
10	103	0	0	99	4	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	5	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7	10
11	108	0	0	105	3	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	9	11
12	104	0	0	98	6	0	0	0	0	0	0	1	3	2	0	12	1	7	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7	12
13	102	0	0	94	8	0	0	0	0	0	0	0	5	3	0	12	4	3	0	0	0	0	3	0	2	1	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	6	13
14	89	0	0	83	6	0	0	0	2	0	0	0	3	1	0	6	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	2	0	0	0	5	14
15	75	0	0	64	11	1	0	0	0	0	0	1	5	4	0	10	1	4	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	10	15
16	48	0	0	39	8	0	0	0	0	0	0	0	6	2	1	9	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	1	0	0	0	5	16
17	49	0	0	41	8	1	0	0	0	0	0	0	6	1	0	4	0	3	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	17
18歳以上	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18歳以上
不明	86	0	0	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	不明

２　相談対応状況

（１）相談別対応状況

			対応件数（年度中） 面接指導 助言指導	面接指導 継続指導	面接指導 他機関あっせん	児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知（知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む）	児童相談所送致	知的障害者福祉司・社会福祉主事指導	助産又は母子保護の実施に係る都道府県知事への報告	訓戒・誓約	児童福祉施設 入所	児童福祉施設 法第27条の3による家庭裁判所送致（再掲）	児童福祉施設 通所	指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	計	施設入所待機（再掲）	未対応件数（年度末現在）	施設入所待機（再掲）
児童相談所	養護相談	児童虐待相談	1089	76	40	61	0	0	0	0	0				0	4	0	0	0	0		0	255	1525	2	257	3
児童相談所	養護相談	その他の相談	54	11	5	11	0	0	0	0	0				0	1	0	0	0	1		0	11	94	1	14	0
児童相談所	保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
児童相談所	障害相談	肢体不自由相談	1	6	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		0	0	7	0	2	0
児童相談所	障害相談	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
児童相談所	障害相談	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
児童相談所	障害相談	重症心身障害相談	0	3	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		0	0	3	2	0	0
児童相談所	障害相談	知的障害相談	182	6	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		1	11	200	2	44	2
児童相談所	障害相談	発達障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
児童相談所	非行相談	ぐ犯行為等相談	39	5	4	8	0	0	0	0	0				0	1	0	0	0	0	0	0	3	60	0	6	1
児童相談所	非行相談	触法行為等相談	14	2	1	4	0	0	0	0	0				0	1	0	0	0	0	1	0	0	23	0	6	0
児童相談所	育成相談	性格行動相談	39	11	0	1	0	0	0	0	0				0	1	0	0	0	0		0	3	55	0	16	0
児童相談所	育成相談	不登校相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		0	0	2	0	1	0
児童相談所	育成相談	適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	1	0
児童相談所	育成相談	育児・しつけ相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		0	0	1	0	0	0
児童相談所	その他の相談		4	0	0	0	0	0	0	0	1				0	0	0	0	0	0		0	10	15	0	0	0
児童相談所	計		1425	120	50	85	0	0	0	0	1				0	8	0	0	0	1	1	1	293	1985	7	347	6

（２）虐待相談の相談種別・経路別対応状況

	都道府県				区市町村					児童福祉施設・指定発達支援医療機関			警察等	認定こども園	児童家庭支援センター	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員（通告）	家族						親戚	近隣知人	児童本人	その他	合計
																								虐待者本人			虐待者以外							
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	子ども家庭支援センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等			父親	母親	その他	父親	母親	その他					
身体的虐待	8	0	0	3	0	0	0	22	3	0	0	0	96	0	0	0	0	7	0	40	0	0	0	0	14	2	8	9	3	13	45	15	13	301
性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	11
心理的虐待	43	0	0	1	0	0	0	11	5	2	0	0	362	0	0	0	0	3	0	15	0	0	0	1	8	0	15	15	6	12	454	4	114	1071
ネグレクト	8	0	0	0	0	0	0	15	5	1	0	0	19	0	0	0	0	9	0	12	0	0	0	0	3	0	10	4	2	1	34	3	16	142
非該当（再掲）	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(3)	(0)	(0)	(0)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(0)	(1)	(69)	(1)	(7)	(94)
計	59 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	49 (2)	14 (3)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	479 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (0)	0 (0)	71 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	25 (0)	2 (0)	33 (1)	29 (2)	11 (0)	26 (1)	534 (69)	22 (1)	144 (7)	1525 (94)

（３）虐待相談の相談種別・主な虐待者別対応状況

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
身体的虐待	118	18	147	0	18	301
性的虐待	6	1	3	0	1	11
心理的虐待	388	23	489	2	169	1071
ネグレクト	16	0	114	1	11	142
計	528	42	753	3	199	1525

（４）被虐待児童年齢・虐待種類別対応状況

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	暴力の目撃等によるもの（再掲）	保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	棄児（再掲）	置き去り児童（再掲）	登校・登園の禁止（再掲）	保護者以外の者による虐待			計
									身体的虐待（再掲）	性的虐待（再掲）	心理的虐待（再掲）	
0歳	8	0	59	30	11	0	0	0	0	0	0	78
1	6	1	83	28	8	0	0	0	0	0	0	98
2	6	0	60	24	6	0	0	0	0	0	1	72
3	10	0	75	23	11	0	0	1	0	0	0	96
4	9	1	66	31	5	0	0	1	0	0	0	81
5	11	0	59	20	7	0	0	0	0	0	0	77
6	19	1	62	24	9	0	0	1	0	0	0	91
7	20	1	88	28	8	0	0	0	0	1	0	117
8	14	1	46	14	7	0	1	1	1	1	0	68
9	21	0	73	18	9	0	0	0	0	0	0	103
10	26	2	57	16	8	0	0	0	0	1	0	93
11	23	1	66	19	3	0	0	0	0	0	0	93
12	20	1	61	25	4	0	0	0	1	0	0	86
13	31	1	41	14	8	0	0	0	2	0	0	81
14	25	0	38	12	15	0	1	1	0	0	0	78
15	13	0	31	16	9	0	0	0	1	1	0	53
16	8	1	21	10	3	0	0	0	0	1	0	33
17	13	0	18	11	7	0	0	0	0	0	0	38
18歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	18	0	67	1	4	0	0	0	0	0	0	89
計	301	11	1071	364	142	0	2	5	5	5	1	1525

３　措置等の状況

（１）措置状況（障害児入所施設の契約含む）

		令和2年3月31日現在	令和2年4月1日現在	令和2年度新規入所者数	令和2年度退所者数	令和3年3月31日現在	期間延長	
							令和2年度延長数	令和3年3月31日時点
児童養護施設		89	89	7	25	77	12	10
児童自立支援施設		6	6	7	6	7	0	0
乳児院		14	13	7	12	8	0	0
障害児入所施設	契約入所	17	18	2	5	14	3	2
	措置入所	12	12	1	3	10	1	0
自立援助ホーム		4	4	0	1	3	2	2
里親		20	19	7	5	21	0	0
ファミリーホーム		2	2	1	1	2	0	0
合計		164	163	32	58	142	18	14

※３月３１日現在入所児童数は、同日付で退所した児童も含む。

（２）措置解除

	相談種類						
	養護		障害	非行	育成	保健・その他	計
	被虐待	その他					
家庭復帰	10	10	0	3	0	1	24
社会的自立	2	0	0	0	0	1	3
その他	9	5	0	3	0	1	18
合計	21	15	0	6	0	3	45

令和２年度
世田谷区児童相談所運営状況
（事業概要）等報告

令和３年８月発行
世田谷区児童相談所

〒156－0043
世田谷区松原６－４１－７
電　話　03－6379－0697
ＦＡＸ　03－6379－0698
広報印刷物登録番号　1966